

令和4年6月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和4年6月16日（木）

令和4年6月17日（金）

令和4年6月20日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和4年6月16日（木）	8頁
令和4年6月17日（金）	86頁
令和4年6月20日（月）	120頁

令和4年6月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月16日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第19号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>こども育成課、健康増進課審査 議案乙第17号・第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第11号 〔協議〕</p> <p>教育総務課、学校教育課、学校給食課審査 議案乙第17号・第19号、報告第1号・第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（学校給食課） 中学校給食における金属片の混入について 〔報告、質疑〕</p> <p>生涯学習課審査 議案乙第17号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第9号・第12号 〔協議〕</p>

日次	月日	摘要
第2日	6月17日(金)	<p>スポーツ振興課、文化芸術振興課審査 議案乙第17号、議案甲第19号、報告第2号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告(スポーツ振興課) サガン鳥栖U-15練習場整備について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第3日	6月20日(月)	<p>現地視察 日米クック(曾根崎町) 鳥栖小学校なかよし会建設予定地(元町)</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第17号・第19号、議案甲第19号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>文教厚生常任委員会の委員派遣について</p>

6月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年6月16日付託]

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) [可決]

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) [可決]

議案甲第19号工事請負契約の締結について [可決]

[令和4年6月20日 委員会議決]

2 報告

報告第1号継続費繰越計算書について

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

中学校給食における金属片の混入について(学校給食課)

サガン鳥栖U-15練習場整備について(スポーツ振興課)

3 陳情

陳情第9号鳥栖市放課後児童クラブ待機児童解消を求める要望書

陳情第11号教育支援体制整備事業補助に関する要望書

陳情第12号放課後児童クラブ多子世帯などに対する補助金について(要望)

令和4年6月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

文化芸術振興課長 八尋茂子

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子

学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄

学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐

学校給食課長 犬丸章宏

学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長 立石光顕

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

地域福祉課、高齢者福祉課審査

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

こども育成課、健康増進課審査

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第11号教育支援体制整備事業補助に関する要望書

〔協議〕

教育総務課、学校教育課、学校給食課審査

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号継続費繰越計算書について

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報告（学校給食課）

中学校給食における金属片の混入について

〔報告、質疑〕

生涯学習課審査

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第9号鳥栖市放課後児童クラブ待機児童解消を求める要望書

陳情第12号放課後児童クラブ多子世帯などに対する補助金について（要望）

〔協議〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

まず初めに、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、健康福祉みらい部関係のうち、地域福祉課関係分につきまして、文教厚生常任委員会資料に基づきまして説明をいたします。

今回の補正予算第3号では、国が4月に示しました、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中で示されました生活困窮者自立支援の機能強化に関連する予算を計上しております。

資料2ページをお願いいたします。

まず歳入についてでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今なお様々な困難に直面しておられる方々への支援を行うことを目的に、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円の臨時給付金を給付するものでございます。

国の補助につきましては、10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出の中で御説明をいたします。

次に、節3生活保護費国庫補助金につきましては、生活に困窮する世帯に対し就労による自立を図り、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげていくための自立支援金を支給するものでございます。

国の補助は10分の10でございます。

これも詳細につきましては、歳出の項で説明をさせていただきます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金の2つ目でございますが、節3生活保護費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等の影響もあり、生活困窮者への支援ニーズが変化、増大してきております。

また、新たな支援層の顕在化なども課題となってきておりますことから、生活困窮者支援体制の強化を図るための補助で、補助率は県4分の3となっており、4分の1は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

詳細につきましては、歳出のほうで説明をいたします。

次に、歳出についてでございます。資料の3ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきましては、資料の8ページを御覧ください。

主要施策の説明資料がございますが、この2事業内容でお示しをしておりますが、今回の支給対象者につきましては、世帯全員が令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯またはその令和4年4月1日以降の家計急変世帯、このいずれかに当てはまる世帯となり

ます。

このため、既に令和3年度の給付金を受給した世帯を除く、令和4年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯が今回対象となりますので、令和3年度と令和4年度分の二重給付は行いません。

この令和4年度分の均等割非課税世帯の方につきましては、あらかじめ確認書をお送りする、いわゆるプッシュ方式、それから、家計急変世帯につきましては、申請していただく申請方式によりまして、申請受付等することになっておりまして、この期限が本年9月30日までとなっております。

事業費につきましては、資料を戻っていただきまして、3ページになりますが、節1報酬から節8旅費までは、給付事務に従事する会計年度任用職員の人件費等、それから、節10の需用費から節13使用料及び賃借料につきましては、確認証送付に要する印刷代、それから郵送料、振込手数料、給付システムの改修費、それからパソコン賃借などに要する経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、給付対象者を3,000世帯と見込んだ給付金でございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費につきましては、資料12ページをお願いいたします。こちらで示しておりますように、国では、今後生活困窮者の支援体制の強化が必要と考えており、本年4月末の総合緊急対策におきまして関連交付金等を拡充いたしまして、生活困窮者支援のための連携づくりや、生活困窮者支援に従事する職員が支援に注力できる環境整備を図ることとされました。

このため、この交付金を活用いたしまして、本年7月から来年3月まで、自立支援センターの事務補助員として1名配置をいたしまして、自立相談支援員が相談支援に注力できる体制を図るとともに、生活困窮者支援体制を検討するためのプラットフォームの整備等に関する準備を進めることとしております。

これに伴う事業費でございますけれども、資料の5ページにお戻りいただきます。

節1報酬から節8の旅費までは、従事する会計年度任用職員1名の人件費等でございます。

節13の使用料及び賃借料につきましては、パソコン賃借に伴うものでございます。

それからその下、目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費につきましては、資料10ページを御覧いただければと思いますけれども、こちらでお示しておりますように、現在、社会福祉協議会が実施をしております、緊急小口資金等の特例貸付けが終了した世帯に対しまして、就労による自立を図り、またそれが困難な場合には、円滑に生活保

護の受給へつなげるための自立支援金を支給しております。

現在、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しておりますことから、この申請期限を6月末から8月末へ延長されることとなりました。

このため、現在当該事業に従事しております会計年度任用職員の1名の任用延長に要する事務費等でございます。

以上が、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の地域福祉課関係分となります。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、報告第2号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

委員会資料の議案乙第17号をお願いいたします。

令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の3ページをお願いいたします。

令和3年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書のうち、款3民生費、項1社会福祉費の上段、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）につきましては、株式会社プリーズが蔵上町に設置するグループホームにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響による、建築資材の高騰のため、資材の確保が難航し令和3年度内の完成が困難となったための繰越しでございます。

以上です。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

その下でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、令和3年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯への給付に要する事務費並びに給付金を繰り越したものでございまして、先ほど申し上げましたように、本年9月末の申請期限までに申請のあった、令和3年度住民税非課税世帯等に対し給付する給付金でございます。

以上で、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

今、報告いただきました報告第2号の地域医療介護総合確保基金事業——すいませんどこの施設の名前か聞き取れなかったんですが、そこが、材料関係が高騰したために、建設が延

期になるということでしたが、これは一体いつまで延期できるものなのでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

本来であれば、令和3年度中に完工の予定でしたけれども、先ほど御説明したとおり資材の調達が遅れたということで、本年の5月16日に実績報告のほうが上がりました、検査についても終わっております。

6月1日から実際事業を始められております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、これは延期になったけれども、令和4年度でできるっていうことでよかったですね。

分かりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

ちょっといろいろやけど、その中から一つ。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業についてお尋ねをします。

まず、これは申請期限が延長したということと、同じ対象者でもまた支給できるということなのか、それから現状、数字的なやつ、受給者がどれぐらいとかをもう少し教えていただきたいんですが。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

生活困窮者自立支援金の実績でございます。

これにつきましては、初回支給ということで3か月、1回受けることができます。

その後、常用就職ができなかった方につきましては、再度3か月再支給ということで、最長6か月まで受けることができるような制度になっておるところでございます。

実績といたしましては、初回支給、最初の3か月を受けられた方につきましては、この事業自体が令和3年7月から始まっておりますが、そこからの人数でございます。

5月末で43世帯の方が受けられているところでございます。

そして、その43世帯のうち、25世帯の方がプラス3か月分の再支給を受けられて、延べとしましては、68世帯が5月末までにこの自立支援金を受けられておるところでございます。

以上です。

成富牧男委員

だからもう、2回限りということでもいいですかね。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

2回まで、最長6か月までということになっております。

成富牧男委員

あとは、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるためってなってますけど、この生活保護基準は当然、当たり前でしょうけど、通常的生活保護を申請、相談に来られる方と同じ条件になるわけですよ、当然ね。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

議員言われるとおり、同じ基準で審査しているところでございます。

成富牧男委員

最後です。

ここには、申請延長に伴う追加事業費で、事務費とか一番下を書いてありますよね。

最初これが始まったころ、社協の職員さんが大変だとかいう——社協でやるんでしょう。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

自立支援金の事務につきましては、地域福祉課の生活支援係で行っております。

成富牧男委員

事業内容の一番上に書いてある主な支給対象者、社協がやってるのは緊急小口資金等ですね。

その中で、ここに書いてあるような人が対象者になるということでもいいですね。

それで、私が聞いたかったのは、社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付けというのが、まず、まだあってるのかっていうのが前提ですけど、非常に窓口が大変だったって話を過去に聞いてますが、そこんところはいかがでしょうか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

社会福祉協議会の緊急小口資金及び総合支援資金につきましては、この自立支援金と同じように、ずっと申請期限が延びておまして、貸付けについては、今回も8月末まで伸びているところでございます。

成富牧男委員

ごめんなさい。

ちょっとさっき勘違いしてたんで、社協の緊急小口資金等の申込み状況とか、それから申請が幾らで、どれぐらいが実際オーケーになったのかとか、そこら辺の数字はわかりますか。

それと、大変だとか、苦労しておられますとか、そこら辺も。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

社協の緊急小口及び総合支援資金のコロナ貸付けについてでございますけれども、最新の

5月につきましては、14件貸し付けているところでございます。

4月、5月で29件ほどになっております。

これが令和2年3月25日から始まっておりますけれども、合計といたしましては、1,381件、合計といたしましては約5億円ほどの貸付けになっているところでございます。

成富牧男委員

今の、かなりの数にもなっておるし金額もなっておるので。

令和3年度に分から、簡単な資料か何かもらえますか。

それに職員が何人で当たってあるのか——基本的には今、落ち着いたっていいことではないですかね。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

貸付けの数は、落ち着いているところではございます。

成富牧男委員

委員長にお願いしたいんですが、令和3年度の月ごとの受付件数とかデータがあるでしょう。それを頂けませんかね。今すぐやなくていいです。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今、成富委員からお願いといたしますか、お話がありました令和3年度分の月ごとの人数等につきまして、委員会中に準備をしたいと思っております。

よろしいですか。

藤田昌隆委員長

すぐ出せるやろう。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

本日中ぐらいには準備できるかと思いますが、とにかく早めに御準備したいと思います。

それでよろしいですか。

藤田昌隆委員長

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

今のと少し関連になるかもしれませんが、12ページの生活困窮者自立支援機能強化事業、ここをもう少し詳しく教えていただきたいんですが。

どういう方がこの対応に当たられるのか、金額的に人件費を見ると400万円ぐらいですが、専門性的なものをお持ちなのかとか、詳しく働く時間帯とか教えていただけますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

資料12ページに示しております分についてでございますが、これも冒頭説明しましたように今回の4月の総合緊急対策の中で国が示したものでございまして、この中に、1世帯当たり10万円の給付金だったりとか、今度出てくる子供世帯5万円であったりとか、そういったものが出てまいります。

その柱の一つに、今コロナ対応——地方創生臨時交付金というやつで、メニューがあるんですけど、そこを拡充する中で、今そういったコロナとか、あと物価高騰等によって、様々な支援を求めている方が増えている、またそのニーズが多様化している、そういった部分が今後さらに増えてくるだろうということで、その相談体制を執る必要があるということで国が新たに示したものでございます。

委員がおっしゃるように、これに当たる職員っていうのは、当然、相談とか受けますので、スキルと申しますか、経験もちょっと難しいので、今回お願いをしているのは、そういった相談員のバックヤードとして、補助という形で従事する職員ということで、会計年度任用職員を予定しております。

その職員には、専門的なスキルとかそういったものを求めるんじゃなくて、事務の補助みたいな形で任用を考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、現在いらっしゃる、当たっていただいている相談窓口の方々の補助をする役割ということで、出勤時間帯も現在いらっしゃる方々と同じ、市役所が開いている時間の8時15分から？（「9時」と呼ぶ者あり）

9時から17時までということですね。

分かりました。ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

議案乙第17号補正予算説明資料の3ページですけど、資料要らないです。

繰越額の4,115万1,000円、介護施設等整備事業の繰越額の説明をさっきいただいたんですけど、この時期しか出せなかったんですか、という単純な質問です。

3年度の繰越額なんで、今4年度の6月なので、もっと早い段階で、例えば3月とか、その時点とかでお示しすることはできなかったんでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回は、6月議会に繰越明許費の繰越計算書として、報告をさせていただいております。

これにつきましては、予算のほうで、繰越明許費の設定につきましては、3月議会等で、

補正予算の中で設定をさせていただいております、その結果を6月の報告の中で計算書として報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

すいません、私の解釈違いでしたけど、この報告については、計算書に示した時点の額を――簡単に言い過ぎるかもしれませんが、書面上表したっていう形でいいですね。

3月補正で出たんですね。失礼しました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

8ページの住民税非課税世帯の臨時特別給付金ですけど、昨年12月やったっけ、そのときは、令和3年度の非課税世帯、要はプッシュ型、著しく家計が急変したところについては申請という形やったばってんが、家計が急変した世帯というのは、実際どのくらい申請があったのかっていうのと、今年度は令和4年の非課税世帯やけんが、令和3年度に所得ががばっと落ちちゃけたという方が非課税世帯になったけんが、プッシュ型で分かるよという判断をされたと思うばってんが、そこにダブリというのが出てこんのかな。

要は、昨年家計が急変したけんが申請したと、で、今回は急変したけんが、非課税世帯になったけんがプッシュ型をすると、そこにダブリが出てこんようになってる？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、家計急変のどれくらいの相談、申請、実績、給付があったのかってことでございますが、本当にいろんな御相談をいただく中で、相談の実数までは把握できておりませんが、その結果、家計急変として給付まで至った世帯としては、直近で34世帯が令和3年度分のコロナを影響として給付された世帯となります。

あと、重複することがないかでございますが、まずもって本給付、要は令和3年度分に既に受給をされてある方については、令和2年度が非課税であっても、その方はもう、一度給付されてますので対象から漏れていきます。

あと、そういった方については、当然こちらからプッシュで確認書を送る際には除外をしていきますので、その方にまた申請書が行くことはございません。

あくまでも、昨年の令和3年度にもらえなかった方で今回新たに非課税相当になった方について、こちらで現状を把握している分で確認書をお送りする形でありますので、そこでの重複はないということでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

今年度また9月まで、家計が急変したというところも申請をされるので、前年度も三十数世帯あったように、またあると思いますのでそういったところについては、申請しやすい体制をぜひつくっていただきたいなと思います。

成富牧男委員

周知方法、ホームページ等への情報掲載ってなってますけれども、例えば民生委員さんとかなんとか、ホームページ以外でどういう方法で周知されているのかお尋ねします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

既の実施しております、令和3年度分の給付事務を進めるに当たりまして、その際にはホームページ、それからSNS等のほか、嘱託員会及び民生委員定例会にもお邪魔をして御説明——こういったことを始めるので、民生委員さんとか区長さんのほうにもお問合せがあるかもしれないので、所得判定とか非常に難しくて答えられにくいと思うので、そのときには、市のほうに言ってくださいということで、お伝えをしておりました。

成富牧男委員

新たにというか、こういうふうにやっておられますので、これについても今言われたような機会があると思いますので、周知のほどお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

永江ゆき委員

同じことで聞きたいんですが、SNSってどんな形を使ってありますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ホームページのほか、フェイスブック、LINEとなります。

永江ゆき委員

インスタの間に挟まるような、広告っていう感じのやつがあるんですけど、そういうのは使われないんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

そういったものについての周知は、現在行っておりません。

永江ゆき委員

若い世代は、結構インスタを使われてるんですね。

ほかの市町とかもたまに入ってくるんですけど、意外とワンクリックでその情報に行きやすいかなと思うので、よかったらこれからそういう方面も考えていただけたらなと思います。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現在は、市の公式ホームページと、今申しあげましたフェイスブック、LINEでの周知を考えております。

もともと、令和3年度に始めるときには、家計急変とかそういったものもございましたので、その辺の周知——チラシ等による周知を先ほど申しあげました、嘱託員会とか、民生委員定例会とかの中でお伝えをしておりましたけれども、今回、令和4年度で、昨年対象になつての方を除外っていいですか、外れていくようなこともあり、かなり少なくなつてくるので、広くお伝えすると誤解を招く可能性もあるので、そこはちょっとポイントを絞りながらやりたいということで考えてございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

対象見込世帯数が3,000世帯ということで、令和3年度は実際何世帯あったかって分かりませんか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

令和3年度の住民税非課税世帯等の分で、これまでに確認書、あらかじめこちらで税情報を確認して該当すると思われる方、未申告者も含めて6,245件お送りしております。

その分で、直近の6月17日までに給付振込みが終わった方が5,650世帯ございます。

先ほどの家計急変のあった34世帯ございますが、それを含めて、給付率受給率ってことからいきますと、現在90%になっております。

飛松妙子委員

6,245世帯予定があつて、5,650世帯の給付ができて、さらに3,000世帯を見込んでいるということで、すごい大きい世帯数だなと感じました。

前回よりも2分の1程度っていうことになるってことですね。

3,000世帯を見込んでるってこと。

その方々の中で、直接プッシュ型で送るっていうのは大体何世帯ぐらい想定されてますか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

令和3年度分は、合計で8,500世帯を想定していました。

ただこれは、まだ具体的な非課税世帯って実数を使うことができない中で、予測と言いますか、そういった中での出した数字でございました。

今回のこの3,000世帯というのも、6月1日の令和4年度当初賦課額が決まる前に準備する必要があつたので、これまでの推移を見ながら計上したものでございますので、実際の申請

に至るケースははっきり分かりませんが、ここまで行かない可能性は十分あるのかなと思っております。

飛松妙子委員

どれだけの対象者に届くかっていうところだけが多分一番の課題というか、届けることができるのかなというところだと思います。

周知に関する回覧板とかも考えていらっしゃいますでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の令和4年度の取組につきましては、7月号の市報で、こういう取組が始まりますということをお知らせすることにしております。

令和3年度中に確認書を送りながら、まだ90%の給付でございますので、申請期限が9月末ということで、まだちょっと申請を控えていらっしゃる方もいらっしゃると思います。

次の8月号の市報で、お忘れではないでしょうかみたいなことで市報による掲載、併せてSNSも同時にやろうと思っております。

確認書を送っても必ずしも全員がそれに該当するわけではないので、確認事項の中に、その方が、例えば親とか子供から扶養を受けている世帯だけの世帯であれば非該当となります。

そういったことで、届いたけれども該当しないからと申請されてないケースも多々あるんですよ。

だから、まず100%というのはあり得ないと思うんですけど、周知としては、市報とSNSによって今後やる予定を持っております。

飛松妙子委員

届くと、自分は対象者なんではないかという、逆に勘違いと申しますか、前回2回届いた方が1回目は違うと言われて、もう一回届いたから、今度は対象になるかと持っていったらやっぱり違ったとかそういうこともあって、担当の方々は、クレームも相当なものではないかなと思っております。

ここは、本当にデリケートな部分でもありますので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

成富牧男委員

これ、部長のほうがいいのかなと思いますけれども、こういうふうに臨時給付金みたいなのがぼんぼんぼんぼん国のほうから飛び込んできよるじゃないですか。

職員さん、さっきも言われたけど、非常に大変な目に遭ってあると思うんですけど、そこから辺ちょっと吐露してもらえませんか。

いやいやそういうことはございません、ならそれでもいいです。

委員5名のうち、手当の支払いが発生する委員3名分の報酬で、今後3回開催する場合の報酬をお願いするものでございます。

1回1人当たり5,700円の報酬となっております。

節11役務費につきましては、接種券の郵送料と、国保連合会に支払う予防接種審査支払手数料でございます。

節12委託料につきましては、新型コロナウイルス予防接種委託料と事務委託料でございます。

事業内容は、記載のとおりでございます。

令和3年度分として支出を予定しておりました令和4年2月、3月分の接種費用は、支払いが4月以降となるため、令和4年度の経費とするように国から通知されたため、6月補正分として2月、3月分の接種費用を18歳以上の3回目追加接種費用として1万7,900回分。

当初予算策定後、新たに決定した12歳から17歳の追加接種分、5歳から11歳の初回接種分、合わせて3万4,200回分を計上しております。

引き続き、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の、こども育成課分、健康増進課分の御説明をいたします。委員会資料の2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、ワクチンの接種費用についての負担金で補助率は10分の10でございます。

林康司 こども育成課長

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及び、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、ワクチン接種に係る体制整備に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳細は歳出のところで説明いたします。

林康司 こども育成課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金の学校給食費等支援事業費補助金につきましては、物価高騰による保育所等給食への影響

を回避するため、私立保育所等への保育と給食費、臨時支援事業補助金に対する県補助金で、補助率につきましては、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園の2号、3号につきましては、県2分の1、幼稚園部分となる認定こども園の1号部分につきましては、10分の10となっております。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費、節10需用費及び節18負担金、補助及び交付金でございます。

詳細の資料といたしまして、11ページの主要事項説明書にて御説明いたします。

資料11ページをお願いいたします。

事業名は保育所等給食費臨時対策事業でございます。

事業の目的といたしましては、物価高騰による保育所等給食への影響を回避するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保育所等に対し、高騰する給食食材費等の増額相当分を補助し、栄養バランスや量を保った給食実施の継続を図るものでございます。

事業内容といたしましては、対象施設を市内の認可保育所17園、認定こども園3園、地域型保育事業所6園としております。

幼稚園及び認可外保育事業所につきましては、県の所管でございますので、県が直接補助に関する事務や支出を行うことになっております。

対象施設の詳細につきましては、別途、鳥栖市教育保育施設一覧として資料を配付しておりますので、タブレット内で御確認をお願いしたいと思います。

引き続き、補助額につきましては、令和4年度の副食、給食材料費支出額から、各施設の副食、給食費月額に今年度の園児数を乗じた数字の差額となっております。

物価上昇率8%につきましては、県の補助金算定に使用されている数字でございます。

事業費につきましては、公立保育所4園分を需用費の給食費といたしまして132万4,000円。

こちらにつきましては、財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としております。

私立保育所等につきましては、補助金として801万4,000円を計上しており、財源は県補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としております。

県補助金につきましては、認定こども園においては保育2号、3号部分と、教育1号部分で補助率が異なっております。

このことは、認定こども園の教育部分が幼稚園の部分に当たることによるもので、幼稚園の補助につきましては、所管が県でございますので、それに合わせた対応となっております。

保育園費につきましては、以上です。

続きまして、目4子育て世帯等臨時特別支援事業費について御説明申し上げます。

こちら資料9ページの主要事項説明書にて御説明いたします。

資料9ページをお願いいたします。

事業名、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございます。

事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、支給対象世帯の児童1人当たり一律5万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給するものでございます。

次に事業内容でございます。

事業内容につきましては、令和3年度に実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業と同様となっております。

支給対象者のひとり親世帯につきましては、①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方、②公的年金受給のため令和4年4月分児童扶養手当の支給を受けていない方、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当対象と同等水準まで減少した方のいずれかの要件を満たす方となっております。

このうち、①の児童扶養手当受給者の方は、申請が不要であり、今月29日に児童扶養手当の口座に振り込みさせていただくことで事務を進めております。

②、③の支給対象者の方は申請が必要ですので、準備ができ次第、給付金の申請に必要な書類を送付いたします。

次に、その他の子育て世帯、ひとり親世帯以外の世帯につきましては、④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、この対象者につきましては、児童手当または特別児童扶養手当の口座に振り込みさせていただくことで申請不要となっており、7月中旬の支給を予定しております。

次に、⑤です。

④の支給対象者のほか、対象児童、令和4年3月31日を基準日といたしまして18歳、障害児につきましては、20歳未満の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が、非課税の方と同等水準まで減少のいずれかに該当する方となっております。

この⑤の支給対象者につきましては、申請を必要としており、ひとり親世帯以外の18歳年

度末児童のいる世帯及び20歳未満の障害児のいる世帯に対し、給付金の申請に必要な書類を送付いたします。

また、申請期限につきましては、令和5年2月28日までとなっております、令和4年4月以降出生の新生児につきましても非課税世帯であれば対象となっております。

事務費といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯児童見込数を、ひとり親世帯は1,050人、その他世帯は1,000人とし、児童1人当たり5万円の給付額で、ひとり親世帯が5,250万円、その他の世帯が5,000万円としております。

また事務費の423万2,000円につきましては、会計年度任用職員1名の報酬と人件費及び、通信運搬費振込手数料、封入封緘委託料などでございます。

なお今回、給付金の支給事務を進めるため、子育て世帯等臨時特別給付特別支援事務費の予算の中でシステム改修及びひとり親世帯への支給通知の発送の対応をさせていただいております。

こども育成課分は以上でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

委員会資料の6ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費でございます。

委員会資料7ページを見ながら御説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

今回4回目接種費用と、現在令和4年9月までとなっている接種期間を、今後延長されることを想定して仮に10月から3月までの6か月間延長となった場合の体制確保に係る経費を計上いたしております。

4回目接種の対象者は、60歳以上で3回目接種が済んで5か月経過後の方、加えて、18歳から59歳までの基礎疾患をお持ちの方でございます。

合わせて2万4,000回分の接種費用を予算計上いたしております。

基礎疾患のある方の特定は困難であり、基礎疾患のある方から申請をしていただき、接種券を送るとなると、申請が必要なことを漏れなく周知することが必要となります。

対象者は、今後、感染状況次第で、専門的知見から拡大することもあり得るという国の見解から検討した結果、3回目接種を受けられた方に接種券を郵送し、基礎疾患がない方も、今後対象となり得ることから保管いただくようお願いすることといたしました。

事業費につきましては、節1報酬から節4共済費につきましては、人件費といたしまして、会計年度職員3名分の10月から3月までの6か月分と、職員の時間外手当を計上しております。

また、節10需用費につきましては、医療機関に配布するシリンジ針配布用の消耗品でございます。

節11役務費につきましては、接種券の郵送代と国保連合会に支払う予防接種審査支払手数料でございます。

委託料につきましては、ワクチン保管用冷凍庫の監視業務、コールセンター、データ入力業務、ワクチンシリンジ運搬業務、個別接種事務委託料、体制整備に係る委託料と、4回目接種に係る予防接種委託料時間外接種委託料でございます。

なお、4回目接種に必要なシステム改修、接種券の印刷、封入封緘は5月末をめどに準備するよう国からの指示もあったことから、現計予算の中で対しております。

6月補正に計上しております2号、3号合わせて、ワクチン接種の計上回数は5万8,200回分となっております。

以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

午後から質疑に入ります。

午後0時5分休憩



午後1時12分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

先ほど議案乙第17号、議案乙第19号鳥栖市一般会計補正予算の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

補正予算概要でいうと2ページかな。

令和4年度6月補正予算概要、今言われた第17号のページの歳出の報酬に予防接種健康被害調査委員会委員報酬というのがありますけど、これに関連して、ワクチンの1回目接種のときに、胸のところとか首のところとかいっぱい発疹が出て、どげんかならんとですかって言われて、相談に行ったんですよね。

それに対応できる、健康被害の結果、国が対応してくれるっちゅうのが、厳しかったって

いうのを覚えておりますが、それは現在もほとんど変わってないんですかね。

こういう人は対応しましょうという、そのところの基準というか、そういうのは2年前の最初の頃から今も変わってないんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

予防接種による健康被害の取扱いについては、コロナのスタート時から特に変わっておりませんし、新型コロナワクチン以外の定期予防接種についても、健康被害の救済制度については、同様の取扱いになっております。

成富牧男委員

今までの他の法定予防接種と大体一緒だと、同じ基準だということでもいいんですかね。

それと併せて、国に対しての同意や申請書——直接は国じゃないでしょうけど、これどがんとならんとかいとか、少し国から手当とか出らんとかいとか——申請のやり方、そしてそのときに何が必要かとか、そこら辺、もしあれば教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

健康被害救済制度の申請をする際には、何の申請をするかによって、そろえる書類は少しずつ違うんですけれども、基本的に、例えば、医療費の申請をする場合は、医療費と医療手当を一緒に申請することになっておりまして、そのほか障害の申請だったり、死亡の場合の申請だったり、そろえる書類は少しずつ違います。

一般的な医療費、医療手当の申請の場合は、必要な書類をそろえて、接種時に住民票があるところの市町村に申請をすることになっておりまして、申請を受理した市町村は、健康被害調査委員会を開催し、医学的な見地から調査を実施することになっております。

必要な書類は、主に請求書、受診証明書、診療記録、検査の結果などとなっております。

成富牧男委員

その人は私よりも一回り高齢者だったんですけれども、診断書なんかも要るんですよ。

つまり自分でそれなりに準備して、こんな感じですのでお願いしますって言って、必ずしもそれが全部受けられるわけやないんですよ。それは、どんな基準があるんですか。

大まかな基準、例えば診断書に5,000円出したけどその診断書代を補助するような制度はないわけですよ。

そういうのも含めてお願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

認定の基準は、通常の副反応よりも明らかに重度とみなされる場合がこの救済制度の対象になります。

手順につきましては、市の調査委員会を経て——市の調査委員会で専門的な見地から判断

するっていう分につきましては、そこで可否を判断するわけではなくて、まずは、必要な書類がそろっているか、必要な検査がされているか、そういうものを調査した上で、そろっているとすれば、県を通じて国の審査会に進達をします。

国の審査会で、通常起こりうる副反応に比べて重いと認定を受けた場合には、救済の対象になりまして、そのときにかかった診断書の費用、医療費の自己負担分、加えて医療手当が下りるといった形になります。

成富牧男委員

名和さんのところに言うべきあれじゃないんですけど、要は、認定されたら診断書代も出るけど、そうじゃなかったら出ないってことですよ。

ちょっといかなものかと思えますけど。

県内での実績、鳥栖市ではあるかどうか分かりませんが、県内、鳥栖市、そこで認定された件数っていうのがあれば、それから、国の基準というのは大まかな示された基準があるのか、今ここに示してくださいってことではなくてあるのかをお尋ねします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県のほうで公表はされておきませんので、認定が何件とか、認定されなかった件数が何件っていうことは分かりませんが、二十数件は進達をされていると聞いております。

国の審査会の結果につきましては、随時、何件中何件が認定された、何件が保留だった、何件が否認だったっていうのは公表がされておりますけれども、審査会は毎月開催されているようで、1回当たり100件弱ぐらいの審査がされているようでございます。

そのうち、この月の場合は、98件審査のうち、84件が承認だった、否認は14件だったというような形がございまして、その前後ぐらいの承認がされているものと考えます。

基準は分かりません。

成富牧男委員

今、100件ぐらいって言われましたので、そのうち84件。

国まで行けば認定が思ったより高いですね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

先ほど基準は分かりませんって言いましたけれども、認定を受けられて承認を受けた主な疾病障害名が、アナフィラキシーが先ほどの84件のうちの42件、急性アレルギー反応が32件、アナフィラキシー様症状が7件となっておりますので、基本的にアレルギー症状という場合は認定がおりるようでございます。

成富牧男委員

そうしたら、最後におさらいでお尋ねしてそのまま終わりたいと思えますけど、鳥栖市の

人が来たらどういうふうに、どこに申請して、どういうところを経て、国まで行くのかももう一回、最後をお願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市の方から副反応の救済制度の御相談があった場合は、鳥栖市の保健センターで御相談をお受けして、そろえていただく必要書類等の御説明をいたします。

その際には、先ほどのように国まで進達が行って、国の審議会のほうで判断がされるので、認定されるかされないか分からない、認定されなかった場合は、必要な診断書料等が手出しになる旨も説明して、それを渡し、あとは主治医に御相談いただいた上で、提出いただいた場合は、鳥栖市の委員会にかけ、県に書類を進達して、県から国に行くという流れになります。

藤田昌隆委員長

ちょっとごめん、今のに関してやけど。

普通、副反応だったら、ワクチンを打って、これが原因で発熱したとか、アナフィラキシー症状が出たとか。

薬を打った場合は、その因果関係——絶対これが原因ですよというのが一つと、それと普通は、副反応だって程度があるったいな、通常お薬は何でも。

その中で、先生に、こういう形で熱が出ましたとか、ひきつけを起こしてますとかだったら、まず、先生が診断書を書いて、普通は保健センターじゃなくてそのまま審査委員会に出したりとか、なぜわざわざ保健センターを通して——それは事後でいいと思うんよね。そうせんと、ドクターにかかって、保健センターに行って、県に行って、国に行った場合によ。

時間ばっかりかかって実際にお金がおりたのは初診料とかね。

そういう人はみんなえてしてその慰謝料まで含めてち、結構多いんよ、これ。

だから、保健センターは後で、ドクターからの数字を何件出たとか事後報告で受けて、先にいろんな補償が出るような形にしたほうが、保健センターが一枚かむよりもスピーディーでいいと思うんやけど。

その辺は必ずかまないかん？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この制度上は、必ずかまないかんようになっております。

ただし、アナフィラキシー等で、予防接種等の因果関係が明らかなものについては、先ほどの委員会を省略することができるようになってるんですよ。

ただ、その予防接種の実施主体が市町村で、この被害調査委員会っていうのを必ず自治体に置くことになっているので、それを通して県、国に進達するということになっています。

それともう一つ、先ほど委員長が言われた――まずもって、この予防接種と副反応に因果関係があると言われた際に、御本人さんに申請があるけん真剣に出してみらんねっていう相談を、まずは接種をされたお医者さんなり主治医の先生にされるのが最初。

藤田昌隆委員長

我々はね、ショック死でそのまま死につながることもあるんで、一つ飛ばししなさいっていうのがあるかもしれんけど、保健センターは、ドクターから上がってくる数字の集計だけでいいとやないかなと、県にその辺は言っとったがいいと思うんですけどね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この救済制度は、予防接種法で、法律で決まっております。

藤田昌隆委員長

分かりました。

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

コロナワクチン接種の件なんですけど。

補正が2つ出てますけれども、まず4回目の接種が今、まだまだ行ってないというところで、廃棄になったワクチンがあるのかどうか、それと、5歳から始まってどのような状況なのかを教えてくださいますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず最初に、廃棄になったワクチンですけれども、今報道で言われているような期限切れになって廃棄になったワクチンは鳥栖市ではございません。

ワクチンの接種状況についてでございますが、鳥栖市では、4回目接種については5月30日から接種が始まりまして、昨日現在では78件でございます。

接種から5か月経過した方に、順次出しておりますので、6月中旬以降に通知数が増えていく予定となっております。

5歳から11歳の接種についてでございますが、5歳から11歳は努力義務が外れております。

全国的にも、県内でも鳥栖市でも接種はほかの年代に比べて少なく、1回目、2回目ともに10%前後となっております。65歳以上の高齢者につきましては、1回目、2回目も95%を超えていますし、3回目も91%となっておりますので、今回の4回目接種の対象者の方はここに挙げてます、2万4,000人を見込んでおりますのでございます。

12歳から17歳につきましては、1回目、2回目は70%ちょっとですが、今3回目接種が進んでおりまして、今現在では17.2%となっております。

飛松妙子委員

ワクチンの廃棄に関しては、期限切れはないということですが、期限切れ以外はあるのでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

期限切れ以外では、中に黒いものが見えるということで廃棄にした分は数本ございます。

飛松妙子委員

鳥栖市においては、そういう無駄なこともなくワクチン接種が進んでいるんだと思います。

2回目、3回目で副反応が出られた方が、3回目、4回目をどうしようかって悩んでらっしゃるっていうお話も伺ってます。

あと、このワクチンをどのくらいの方々に打っていただけるのかなって、そういう計画と申しますか、今後すごく大変になってくるのかなって思っておりますが、素晴らしい管理だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっとまた別件になるんですが、出産されてらっしゃる方が、里帰りをしてそこでワクチンを打つようなことも実際はあるのでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

原則は住民票がある自治体とはなっているんですけど、例外的に、里帰り出産、単身赴任とか、学生さんだったり、そういう場合は行った先の自治体で受けることは可能でございます。

飛松妙子委員

実際そういう方々の接種率とかはどのようになっていますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

接種率を見ることは難しいですけども、鳥栖市の住民さんが全国の接種会場で打たれた実績が上がってきますので、北は北海道から南は沖縄まで、いろんな接種会場で打ってらっしゃるっていう実績はございます。

飛松妙子委員

ちなみに、このワクチン以外のところで健康増進課で今回の臨時交付金を使っている部分って何かありますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回の臨時交付金ではございません。

飛松妙子委員

では、11ページの保育所の給食費の件でお伺ひしたいと思います。

ここに、価格上昇分8%を上限とすると書かれていますが、現在はどのような状況でしょうか。

また、立てられているこの予算は、どのくらいの期間を想定されていらっしゃるのか教えていただけますか。

林康司 とも育成課長

事業費の算出につきまして、公立につきましては、7月以降の増加があった場合の対応ということで上げさせていただいております。

私立保育所につきましては、県の補助金のそういった要綱基準と合わせて運用を考えておりますので、年間を通じて高騰となった相当分を補助する形となっております。

8%につきましては、県が示している数字でございまして、県からの説明では県学校給食会の学校給食用一般物資供給価格、学校給食用物資売渡価格の令和3年、令和4年度の平均上昇率で算出されてある数字でございます。

飛松妙子 委員

学校給食のほうでは、昨年の9月と今年を比べると5.5%値上がりしてるってということで答弁をいただいたんですが、実際、鳥栖市の私立幼稚園は今何%ぐらいの上昇かというのは、御存じでしょうか。

林康司 とも育成課長

鳥栖市の分で何%っていうのは、細かくはございません。

今回の聞き取りをさせていただく際に、各園にお伺いを立てたところ、保育所につきましては、現在徴収している給食材料費で賄えるだろうと伺っております。

そのことは無償化が始まったときに、国が示している給付費の公定価格の中では4,500円と示されてあったんですが、鳥栖の保育所では4,700円を一律に徴収しておりますので、その200円の幅の中で食材の代替とか、その辺で動いていただいているのかなと思います。

あと、幼稚園のほうは、県が聞かれてある分があるんですけども、一部値上げ等を考えてあるところもあるということで伺っております。

飛松妙子 委員

ということは、幼稚園のほうは今回の交付金を使って値上げはないということで考えて…

林康司 とも育成課長

保育園はないかなと思っています。

ただ今後も値上がりがあるという報道等もあっておりますので、その対応を今一番考えている分でございます。

幼稚園のほうは、県の聞き取りの中で少し値上げをしたところがあると聞いておりますので、県のほうでの対応が出てくるものと思っております。

飛松妙子委員

幼稚園だと、鳥栖市でも値上げをしているところがあるかもしれないということですね。その詳しいことは分からないってということですね、鳥栖市であるかどうかという。

林康司こども育成課長

鳥栖市内であるということは伺っております。

飛松妙子委員

資料を添付していただいているんですが、主要事項説明書にある、想定している園と、頂いた施設の一覧の園のどこが対象となっているのか、なっていないのかを教えてくださいませんか。

林康司こども育成課長

鳥栖市教育・保育施設一覧表の中で御説明させていただきたいと思います。

主要成果の中では、保育所17園、認定こども園3園、地域型保育事業所6園と示させていただいておりますので、この施設一覧表の中で認可保育所が17園、いづみ園からめぐみ保育園までございます。

その下、カトリック、神辺幼稚園、布津原幼稚園が認定こども園ということで3園となっております。

つながり保育園からわかす託児所までが地域型保育事業所として6園。

以上が鳥栖市が窓口となって補助を行う事業所となっております。

その下の幼稚園と認可外保育施設につきましては、県が直接補助事務を行うものとなっております。

飛松妙子委員

ということは、ここに示された全ての園で補助を受けることができるということではないですか。

それから、鳥栖市の学校給食におきましては、佐賀県産とかで賄っていただいているんですが、幼稚園関係で外国産とかを利用されているとか今回の値上がりによって、食材が変わってきてるとか、その辺はどうでしょうか。

林康司こども育成課長

具体的に把握しているものはございませんけれども、公立におきましては市内の業者さんを窓口にして――青果店等ですね、購入しておりますのでそこまでいろいろなものはないものと捉えております。

飛松妙子委員

学校給食と保育園、施設関係と温度差が出るのはあまりよくないかなと思ってますので、

できるだけ地域の食材を使っただけ、またこの交付金をしっかり使って、賄っていたことで、値上げをしないというところに取り組んでいただければと思います。

よろしく願いいたします。

田村弘子委員

9 ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象見込児童数はどのようにして目算されてあるのかを教えてください。

林康司 こども育成課長

ひとり親世帯が1,050人、その他の世帯が1,000人と上げさせていただいておりますけれども、支給対象者の内容のところを踏まえて御説明させていただきますと、ひとり親世帯の場合、児童扶養手当受給者の方が811人、公的年金受給のための方が66人、家計急変の方が173人で1,050人としております。

その他の世帯につきましては、非課税世帯で申請不要の方が800人、あと、申請が必要な方につきまして――すいません間違えました。

非課税世帯の分として800人、家計急変の方で200人といたしております。

成富牧男委員

そうしたら同じく9 ページのところから、これずっと令和3年度からいろいろな特別給付金事業や給付金給付事業とかいろいろ出てきてますので、一回これについて頭の整理をしたいんで、資料を頂きたいなど、資料をもらえればこれはいいです。

例えば、今までの子育て生活支援特別給付金事業、これは5万円・5万円のやつかな、合わせて10万円の分――とは違うね、そういうふうに勘違いするんです。

だからそういうこともありますので、頭を整理したいので資料をお願いしたいということです。

林康司 こども育成課長

資料を準備させていただいておりますが、誤字があったんで申し上げます。

今御手元に資料を配付させていただきましたが、しょっぱな、コロナ過の「過」の字が間違っております。失礼いたしました。

令和2年度、令和3年度、今年度と給付事業をこども育成課のほうで行っております。

令和2年度につきましては、①の児童手当受給者と④のひとり親が国の事業で行われておりまして、②の拡充分が高校2年生から3年生であり、①が高校1年生までということで、受給の対象とならなかった児童への給付を同じ金額で行っております。

③の新生児の特別給付につきましては、特別定額給付金ですね、1人当たり10万円の給付がございましたけれども、基準日以降に生まれた新生児は対象外ということでしたので、鳥

栖市につきましては、10万円ではなく5万円でしたが、支給させていただいているものでございます。

令和3年度につきましては、今回同じように出ております子育て世帯生活支援特別給付金が①、②ですね、ひとり親世帯分と、ひとり親世帯以外ということでそれぞれ1人当たり5万円の給付をしているところでございます。

③と④が先ほど成富委員からもございました先行給付と追加給付と書かせていただいておりますけれども、合わせて10万円の分でございます。

一括給付の対象につきましては、10万円を一括で給付しているものでございます。

⑤の支援給付金につきましては、③、④の臨時給付金の基準日以降に離婚された方に対する給付金を行ったものでございます。

今年度につきましては、4月臨時議会で、その臨時特別給付金で令和3年度中に給付できなかった方の分を令和4年度に改めて予算化させていただいて給付を行った分でございます。

②、③が今回補正追加で予算をお願いしている事業となっております。

成富牧男委員

何か表のごとなつて、これとこれは同じと——例えば、臨時特別ってついたり、生活支援特別給付金とかなんか微妙にいろいろ違うたいね、そげんとはもう、じいっと見らんと同じんごと入ってくるけん、何かもうちょっと工夫した一覧表がつくれんかな。

令和2年度、3年度、表でここんところは同じで、ぱっと見て分かるごたつとが欲しいな、今すぐとは言いませんけどね。

林康司 とも育成課長

今お手元にある分を加工してお配りさせていただきます。

成富牧男委員

すいません。急がせたのでこうなりました。

それと併せて、ここではなくて、保育所の食材費の分です。

これはこの臨時交付金を使って——臨時交付金は期限があるんですよね。

いつまでっていう、それないんですか。ずっとできるんですか。

林康司 とも育成課長

今回の事業は、今年度の事業ということで県の補助金とコロナの臨時交付金を考えております。

成富牧男委員

国の考え方は、時限ではないですかって聞きよると。今んところ違う？

林康司 とも育成課長

いや、国も時限的なものと捉えております。

成富牧男委員

いつまで？

林康司こども育成課長

今年度中。

成富牧男委員

今年度中ということまでしかまだ決まってないということね。分かりました。

樋口伸一郎委員

一部重複します。

乙19号の7ページ、事業名新型コロナワクチン接種事業、この内容にとやかく言うものではございません。

説明をいただいたときに、1つだけ疑問に思ったことがあるので、そこを教えてください。

延期を想定してみたいな御説明があったように聞こえたんですね。

この準備や中身に関して異論があるものではないんですけど、そもそも延期の担保ってあるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

延期の担保はないんですけども、基本的には、使った分が10分の10来るということですので、例えば、9月までの分を年度末まで延期の想定をしても、12月で終わりになりますっていう可能性もあります。

そうしましたら、3か月分延長ということで、予算としては執行になって、あと3か月分は返す形になります。

樋口伸一郎委員

少し分からなかったんですけど、例えば、延期が想定どおりになされなかったと。

立てている予算等はどんどん使ってたと、その分は全部返ってくるということではなかったですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回要求している予算につきましては、10月から3月までに必要とする、例えば、ワクチンの配送代でしたり、ワクチン管理の監視装置だったりっていうことですので、前倒しして後半の部分を使うということは想定しておりません。

樋口伸一郎委員

前倒しして、活用することは想定しておりません。

分かりました……、ちょっと僕だけが分からんけん。

僕に分かるごとよかですか、令和何年度までつけていただくと少し分かるかもしれん。

古賀達也健康福祉みらい部長

コロナワクチンの事務経費については、当初予算で令和4年の9月分までで、ワクチンもそこが期限となっていますので、その分の予算をつけております。

ただ、これまでの実績からいきますと、9月までだったのが12月になったり、1月になったり、3月になったりって延びていってましたので、今回新たに4回目のワクチン接種とかそういうのも始まると、恐らく最長年度末まで延びるだろうということで、まだ期限が延期されるわけではないんですけども今回、予算としては補正でお願いをしているところでございます。

課長が申しあげましたように、実績に伴って払っていきますので、9月分までは当初予算で予算化してそれを払いますけれども、それ以降の、今回補正でお願いした分については、9月以降の延長が決まった後に執行するので、使わなかったら国からそういう交付金も来ませんし、来てた分については、不用額というか、使わなかったということで返還するというような形で考えております。

樋口伸一郎委員

国との関係性は分かったんですけど、場合によっては減額補正もあるっちゃうことですか。

実績に応じてですけど、また9月、10月、11月、12月で来た後の、最終的な形としては、鳥栖市の予算編成としての減額補正は可能性あるっちゃうことでもいいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのように考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。こちらについては以上です。

もう一点あります。11ページになります。

保育所等給食費臨時対策事業の2番、事業内容の事業費のところですか。

私立の認定こども園が保育と教育で、県の補助基準額が50%と100%になっておりますが、この差は何でしょうかという質問です。

林康司こども育成課長

幼稚園が県所管ということで、教育の部分を幼稚園部分と捉えていただいて、10分の10ということになっております。

樋口伸一郎委員

ただ、認定こども園自体は同じ箱って言ったらいかんですけど、施設、事業所に両方の環境があるところっていうのは市内にもあるじゃないですか。

そこを考えてみたところ、同じ施設内で基準額に差が——同施設内に——同法人内って言ったらいんですかね、存在するような形になるので、どがん風にやっていくのかなあと思いますけど、何か事業者さんから聞き及んでいることとかありませんか。

林康司 とも育成課長

認定こども園からは具体的には伺っていません。

県のほうも、最終的な実施要綱等は今からでございまして、事務におきまして園に負担がかからないような形での申請を考えたいということは伺っております。

樋口伸一郎 委員

鳥栖市で独占もできんでしょうし、鳥栖市に相応した施設は存在しますんで検討も協議しながら、同施設内でそういう違いがあったら運営されてるほうも困るやろうけんが、その辺は県とよく協議して、要望も重ねて申し上げますと、その点を市独自予算でもいいんで、補填してあげるとか、これは僕の私案ですけれども、県のほうも、施設内で両方の場合が出てくるときは、検討して要綱なり作っていただくなどしていただいて、鳥栖市からもそういう施設があることをお伝えいただければと思います。

中川原豊志 委員

同じく11ページで確認ですが、私立の事業費が801万4,000円になってるんですけども、先ほどの説明の中で、私立保育園の副食給食費は国が決めている基準は4,500円ばってんが、鳥栖の保育所さんは4,700円取ってあるけんが、値上がり分についてはそんなに影響がないという説明があったと思うんやけど。

であれば、補助金は要るのかなと思うんやけど、その辺はどうなんですか。

林康司 とも育成課長

聞き取りの中でも、今のところは、そこで何とか賄えているのかなと把握しているところでございますけれど、報道等で今後もまだ値上がりしがちな食材等、油とかありますので、そこら辺を踏まえたところで予算化させていただいたものでございます。

中川原豊志 委員

今のところ足りとるかもしらんけど、今後値上がりするかもしれんということで、保育園のほうから、これだけ上がったけんが、これだけ補助してくださいといういうことじゃなくて、市から例えば1人当たり1食に対して5円とか10円とかを計算して園児数掛けるいくらかという計算で支払いを毎月するのか、年額で一遍に払うのか。

一旦先にお支払いをするという形になるのかな。

林康司 とも育成課長

県の要綱等も出てない部分ではあるんですけど、今のところ年度末での精算を考えており

ます。

中川原豊志委員

年度末の精算ということは、例えば食材費が当初4,700円で計算しとったばってん、どうしても足らんやったけん、保育園からの申請によって、年度末に精算するのか、もしくは、さっき言ったように1人いくら掛ける何人という感じで、ある程度どこの保育園も同じ金額を補助するのか、どっちなんですか。

林康司こども育成課長

同じ金額を1人当たりの単価でということではなく、各園ごとに今年度に食材費として支出された額から、定額の4,700円に園児数を掛けて、その差額分、年間の差額ということで申請していただくこととなります。

中川原豊志委員

分かりました。

一律1人幾らで、同じ金額を保育園に支出するかと思ったんやけれども、年度末に、保育園のほうから不足した分を市のほうに申請すると、その最高額が8%分ということで、よろしいですかね。

林康司こども育成課長

副委員長の言っていたとおりでございます。

飛松妙子委員

保育所の給食費の補助金なんですが、公立が132万4,000円、私立が801万4,000円ということで、先ほど園の一覧を見たときに、公立は26園、私立は20園。この差ですね。

どんな計算の仕方になってるのか教えていただいてもいいですか。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

保育園におきましては、途中入園がありますので、4月よりも3月に向けて人数が多くなります。

今回の予算につきましては、令和3年10月入所人員で算出をさせていただいております。

公立分については、実際に昨年度公立にいらっしゃった方の人数、私立については、私立分の昨年的人数ということで、算出をさせていただいております。

飛松妙子委員

何人が教えていただいてもいいですか。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

公立につきましては、4園で391人、私立につきましては、22園で合計1,776人ということで算出させていただいております。

うために教員とは別に配置する、医療的ケア看護職員、介護福祉士等の配置に係る経費につきまして、国の補助割合は3分の1以内となっており、残りの3分の2につきましては、事業者負担となっております。

要望書を頂いてから、県担当課と協議を続けてまいりましたが、今年度につきましては、佐賀県が残りの3分の2を負担されるということになっております。

しかしながら、次年度以降の予算につきましては、再度、予算編成時に協議をすることとなっております。

県補助につきましては、タブレット内に医療的ケア看護職員配置支援事業——県の資料でございますけれども、配付させていただいております。そちらの資料をお願いいたします。

事業内容になりますが、現在保育所と認定こども園の保育部分につきましては、国、県、市で基準額、上限額がございますが、補助金の制度がございます。

認定こども園と幼稚園の部分につきましては、幼稚園部分は対象外、幼稚園につきましては国3分の1、事業者3分の2となっているところでございます。

そのため、要望書もございましたことから、県のほうも予算化していただきまして、現補助制度を創設していただいております。

そのことによりまして、認定こども園の幼稚園部分につきましても、県10分の10、幼稚園につきましては、国3分の1、県3分の2ということで事業者の負担がないというところで、事業を実施できることとなっております。

説明は以上です。

藤田昌隆委員長

何か質問があれば。

樋口伸一郎委員

御説明ありがとうございました。

僕はこれは必要だと考えておるんですけれども、さっき言われた、県が3分の2で、以降はまた調整協議が必要だということですので、この3分の2が公的費用で負担をしていって——この図式の一番左側の保育所を見れば、全部公的費用で賄っている状態なので、それと同等になるよう、今、特に認定こども園がありますんで、ぜひ県と協力しながらやっていただきたいと思っています。

それで、質問ですけど、費用に関しては、今回限りはこれでいいと思うんですけど、実際にその環境にお預けになろうとされる方が、看護師さんとかそういう人が実際にはいなくて、お金は実質回るんでしょうけど、その環境に行ったら人がいないっていう状況が課題としてあると思うんですよ、その課題に関しての県とのやり取りというか、市の考えでもいいで

すけどどう思われますか。

林康司 子育て課長

確かに、保育所も幼稚園も看護師さんの配置ができることが一番だと思いますけれども、市の考えとしましては、この補助事業では、訪問看護での対応も可能となっております。

現在、県で見えていただいております幼稚園は訪問看護で対応していただいております。

医療的ケア児の方が、療育を受けてある施設とも協議をしながら、こういった看護師さんが必要なのか、看護師さんの手当についても相談しながら対応してまいりたいと考えております。

樋口伸一郎 委員

ぜひよろしく申し上げます。

振り返りますと、いつか忘れましたが、先般、伊藤議員からも医療的ケアに関する一般質問が行われてるんですよ。

その御相談があった該当される方っていうのは、こういう環境を整えば、市内にお住まいになられて、市内で通えるお子さんがおられたんですけど、今、北九州のほうに行かれてるんですよ。

こういう人的なところ、お金のところはこの状況で進めていただいて、要望で終わりますけど、医療機関とも機会があればぜひ協議しながら、あとは県のほうにも、おっしゃるとおり訪問看護でもいいようになってますから、実際に訪問看護を行っていただかなければ、お金だけが回っていく状態になるので、しっかり協議を進めていただきたいという要望を申し上げて終わります。

藤田昌隆 委員長

今回、県が3分の2、これだけ早い対応で出してくれたのは、非常にレアケースというか、まれなんですよ。

ほかにも、潜在的に隠れているこういう医療をしてほしいという子供たちが実際にいます。

金額も看護師さんが約1時間1万2,000円とか非常に高額になってきます。

最終的に要望されてるところは、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1そういう制度をきちんと確立してほしいということでございますので、新聞にも大きく載りましたが、佐賀県で1園がまず最初にやったということで、1園できれば、恐らく追随して何園か出てきます。

これが一過性のものじゃなくてきちんと対応できるように、市も今のうちに対応を考えてほしいというのが要望書の一番大きなところですので、ぜひ検討をお願いいたします。

今年度は県がしてくれるということですので、来年度に向けて早急にいろんな話を重

ねた上で準備をやってほしいと強く思います。

以上です。

中川原豊志委員

今委員長が言ったように、ぜひお願いしたいんですけども、ただ、幼稚園の部分というのは、あくまでも県管理ですよ。

その県管理のところでも市が補助するというのは実際可能なのかなと思うけど、どうなんですか。

林康司こども育成課長

最終的には県との話し合いの中で、所管は県ですので県にお願いするというスタンスでいくところですが、国、県でも持てない部分、全額に入らない部分を市でというところが出てくれば、そこは協議していくことになるのかなとは思っております。

古賀達也健康福祉みらい部長

中川原副委員長がおっしゃるように、幼稚園については県が所管でございます。

そういった意味で施設整備とかについては当然、県のほうになるんですけども、今回、整理を行う中で、もし仮に市で行うとすれば、「鳥栖市の子供への助成」という観点での制度化になろうかと思えます。

以上でございます。

中川原豊志委員

例えば、市で3分の1持ちましようという話になった場合、市が逆に県に負担金をお支払いして、県がするという事じゃないよね？そういう形にはならん？

林康司こども育成課長

恐らくそうはなりにくいと思えますけれども、そこは協議の中で——先ほど部長からもありましたように、県とか施設についてということでの補助金の渡し方になるかと思えますけれども、市としては最初の、児童にという考えの下で一緒にじゃなくて、それぞれという取扱いになる可能性もございます。

中川原豊志委員

ぜひそのような形で——委員長が言われたように、潜在的に預けたいなというところがいっぱい増えてくる可能性があります。

そうした場合、鳥栖市はそう考えたけど、よその市町が、いや、うちはそこまでしきらんよとか、あっても困ると思えますんで、その辺県と上手に進めていただきたいと思えます。

樋口伸一郎委員

今、御説明いただいている分は、県が3分の2になる——継続を担保するために協議してい

く期間はあるじゃないですか、今、部長が御答弁いただいたように、ケースはいろいろあると思うんですよ、県に1回、市税を送って出してもらって現実的じゃないと思うんで、想定はいろいろできるじゃないですか、人的に公の観点からやるとか。

ですから、そこを事業所負担にならんように公的費用で担保していくような考え方で、ぜひ、県と調整していただきたいと思うんですけど、どうですか。

林康司 こども育成課長

今回の協議におきましても、やはり保育所とのバランスというか、そういったところも考える中で、事業所や家族に負担がないようにという考えは一緒ですので、その方向で検討してまいりたいと考えております。

樋口伸一郎委員

これ陳情ですので、今日の結果を委員会として出さないといけないと思うんですけど、いろんな意見を基に事業所負担の分をできれば公的負担で補っていただきたいということで、市がいくら出すという断言はできないと思うんですよね。

最終的には公的負担で補う形で継続を担保できるように……。

藤田昌隆委員長

実際に事業者負担でやってみて、もうとてもじゃないけどしきらんというところまで来とるんよね。

その辺の実情も踏まえて、県との話合いの中で、市としても、3分の1——できたら事業所に負担が起きないような働きかけを執行部にしていきますという答えを幼稚園連合会に返すようになると思うんよね。

執行部に対しても、委員会としてしっかりお願いしたという——簡単じゃあるけど、中身は重い答弁になると思います。

成富牧男委員

そのとおりでいいと思います。

それでさっきから出てる、潜在的っていうのをつかんである数字があれば、執行部の方に聞いときたい。

林康司 こども育成課長

具体的な数字はつかんでおりませんが、来年度もしくは今年度途中からの入所の御相談を、保育所ですけれども1件承っているところでございます。

藤田昌隆委員長

今まで、絶対こういうのは言っても出らんという意識があるけん、誰も声に出してないんだよね。

だからこういう事例が出たら、ぜひ子供をお願いしたいということが——だから、早めに手当てをしてほしいということです。

飛松妙子委員

もう皆さんが出されてますので、私からは、令和元年10月に、議員提案条例ですね、共に学び成長する子ども条例を策定してから2年半、鳥栖市も少しずつ医療的ケア児、また障害の子供たちにとって、保育環境、また教育環境も整ってきつつあるなどとても感じています。

そういった上で、一番大事なのは相談窓口だと思っておりますので、いつでも相談ができる仕組みを整えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

この陳情に対しての協議は終わってよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後 2 時31分休憩



午後 2 時37分開会

藤田昌隆委員長

再開します。



教育総務課、学校教育課、学校給食課

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号継続費繰越計算書について

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

藤田昌隆委員長

次に教育部関係議案の審査を行います。

まず、教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第1号継続費繰越計算書について及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀泰伸学校教育課長

それでは、議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、教育委員会事務局のうち、教育総務課、学校教育課、学校給食課について御説明させていただきます。

まず、学校教育課から御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。

2ページの3段目になります。

款17県支出金、項3委託金、目4教育費県委託金、節1教育総務費委託金につきましては、教育研究指定校委託金としまして、外国語教育研究指定校事業委託金、人権教育研究指定校事業委託金、1人1台端末を活用した事業改善研究指定校事業委託金の3つの事業に対する委託金でございます。

本事業は、県から事業費の満額について委託金を受けるものでございます。

歳入の説明は以上となります。

引き続き、歳出について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節7報償費、8旅費、10需用費につきましては、先ほど申し上げました外国語教育研究指定校事業委託金、人権教育研究指定校事業委託金、1人1台端末を活用した事業改善研究指定校事業委託金の3つの事業に係るものでございます。

なお、外国語教育研究指定校事業は、田代中学校が、人権教育研究指定校事業につきましては、鳥栖小学校、鳥栖北小学校、鳥栖中学校の3校が1人1台端末を活用した事業改善研究指定校事業につきましては、若葉小学校が県から指定を受けまして、今年度より取り組んでいるところでございます。

学校教育課からの説明は以上です。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

令和3年度継続費繰越計算書につきましては、田代小学校大規模改造事業に係ります、令和3年度事業費の支出残高を逡次繰越額として繰り越すものでございます。

繰越額は1,640万円です。

内容といたしましては、田代小学校大規模改造工事事業に係る工事監理委託料と請負工事費の残額でございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

令和3年度繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

款10教育費、項2小学校費、特別支援学級整備事業につきましては、特別支援学級増に伴う間仕切り設置等を行うもので、工期が令和4年度にまたがるために繰越しを行ったものでございます。

2項目、同じく項2小学校費、感染症対策事業につきましては、国の令和3年度補正予算に伴い、令和4年3月補正にて計上したものでございますが、事業実施が令和4年になったため、繰越しを行ったものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、必要な保健衛生用品等を購入する費用でございます。

続きまして3項目、項3中学校費、特別支援学級整備事業につきましては、先ほど説明いたしました小学校費の繰越し理由と同様でございます。特別支援学級の増による、間仕切りを設置するものでございます。

4項目、同じく項3中学校費、感染症対策事業費につきましても、先ほど説明いたしました小学校費の繰越しの理由と同様の内容でございます。

以上で教育総務課関係の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

3ページをお願いします。

款10、項1、目3、節10需用費です。

先ほど御説明いただいた、県からの云々ということで、外国語とか、――1人1台までありましたけど、ここについて2点お伺いさせてください。

まず、県からの指定となった理由というか、経緯を知りたいです。

それと、県から聞いているこれを何のためにするのかという目的を教えてください。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

先ほどの御質問、まず1点目。

県の指定を受けたというところについては、打診を受けたものでございます。

こちらのほうでも検討いたしまして、研究を進めていくということで学校のほうともやり取りをして最終的に決定をしたということになります。

それから、2点目の目的につきましては、いずれの研究についても大きく2点ございます。

まずは、子供たちのそれぞれのテーマに応じた力を育成するということ。

そして、教職員の育成です。

授業づくり、それから教育活動に関わるもろもろに関して、その指導をしていくということの育成及びそちらについての研究によってまとめたものを周知を図るということで、鳥栖市内及び県内に、その研究成果を広く周知をして——公開授業等もございましたけれども、その中で研究内容について広めていくというような目的がございます。

樋口伸一郎委員

続けてもう一点です。

研究成果っていうのは鳥栖市がやるのか、研究の状況を報告した県がやるのかを教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

研究の成果につきましては、まず、各学校公開授業という形で研究発表会を行いますので、それが一つの成果発表の場と捉えることができるかと思います。

それからもう一つは、教育センターであったりとか、県のほうで報告書を上げますので、それをまた各学校へ——方法につきましては、ぱっとお答えはできませんけれども、周知を図るという流れになっていこうかと考えております。

樋口伸一郎委員

成果までは鳥栖市で行うच्छゅうことですね。

古賀泰伸学校教育課長

研究の成果につきましては、各学校でまずまとめます。

そこで、鳥栖市内各学校で公開授業という形で発表を行います。

樋口伸一郎委員

佐賀県を代表しての取組になるかと思いますが頑張ってください。

成富牧男委員

私の年代からすると、研究発表って先生方の負担が大変というイメージが物すごくあるんですよね。

大丈夫ですって答えしか返ってこないと思いますけど、そこら辺はどうですか。

いつ頃から準備をして、研究成果の発表、どういうスケジュールでいくんですかね。

併せて、ついでに質問しますが、人権教育研究の中身と、具体的には図書購読料の中に

も人権教育の図書が入ってますけど、そのところを具体的に教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

まず教職員の負担という御質問につきましては、各学校がこれまで取り組んだことをベースとしております。

人権教育も、これまで行ってきた特別活動や道徳教育、それから、それぞれの教科の中において、話し合い活動という活動を位置づけております。

そういったところで、他者の意見を認める。

それぞれの良さを吸い上げていきながら、グループとしての意見を構築するとか、これまで授業の中で取り組んできたことに、ある程度のテーマやスポットを当てることによって取り組んでいくとなっております。

今、人権教育を例としてお伝えしましたけれども、どの研究もこれまでやってきたことに対してどこかにスポットを当てるということで負担軽減を図っているところでございます。

何かしら受けるとなりますと、幾らかの負担はあるかもしれませんが、その中でも、軽減を図りながら取り組んでいくというスタンスでやっているかと思えます。

図書購入費につきましては、現在予算として上げておりますが、人権の図書となりますと、これから選定をして職員の研修用もしくは研究推進用として購入すると伺っておりますので、まだ本の題名等は決まっております。

成富牧男委員

最初の、いつぐらいから始まってっていうのは答えの中にありましたかね。

古賀泰伸学校教育課長

研究指定は令和4年度、令和5年度の2か年と伺っておりますので、4月からスタートし始めて、現在、研究の中身について構築し終わり、これから進めていくような形になっていくかと思えます。

成富牧男委員

今回私の会派、それからもう一つの会派のほうから、意見書も出てるんですけどね、教職員定数のこととか。

私が言うよりも皆さん方が今の学校の現状、大変さについては一番御存じだと思いますので、そういう中で、こういうのをやると大変なんじゃないかなあとお尋ねをしました。

ぜひ教育委員会関係の、学校長会とかでも教職員定数の問題とか、国庫負担の問題とか、元に戻せとか共通の要求がありますので、とにかく、先生たちが全国的にメンタルでリタイアされたり、いろいろな話をいっぱい聞いてますので、そこんところは、ぜひプレッシャーがかからないように。

私の好きな言葉として、「弱音は早めに吐きましょう」というのがあります。

だから、あんまり無理が行かないようにしていただきたいなと思います。

それからさっきの図書については、具体的には今からちゅうことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

6 ページの繰越明許費ですが、これは、令和4年度に繰り越す分ということですが、大規模改造の事業費なので、最近の物価高騰、資材高騰もございますので、原材料とかの影響がまたここに出てきたりとか、影響があるのかないのか、その辺りはどうでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

実際、建具とかの備品の納品が遅れたりとか、高騰とかがあっております。

最終的に、これは令和5年度まで行きますので、費用の精算というのは最終年度で行うようになっています。

飛松妙子委員

分かりました。

今の御時世ですので、絶対にこれ以下じゃないと駄目だとかいうことは、できないのかなと思っておりますので、あまり業者さんを押さえつけるようなことはできないのかなと感じております。

今後何かありましたら、御報告をお願いしたいと思います。

成富牧男委員

今日、特に感じたんですけど、6 ページの繰越計算書の説明ですよね。

具体的なやつは別として、3月定例会で言われた内容を繰り返されたように感じます。

何のために、この6月議会で繰越計算書の説明をするのかっていうところをもう一度、基本に戻ってお願いしたいなど。

3月に繰越ししますと言ったのを、今回繰越ししましたって内容的には前のやつを説明されたんですけど、3月議会の繰越しで出てくる額と、この5月に出てくる額は基本大体同じですよ。

だけど、違う場合があるからこれがあるっちゃないですか。

小柳秀和教育部長

3月の定例会のときに、繰越計算書の見込みという形で説明をさせていただいているところでございます。

6月には、確定した額の説明をさせていただいているというところで御理解をいただきたいと思えます。

藤田昌隆委員長

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕



学校給食課

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

藤田昌隆委員長

次に議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏学校給食課長

議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、教育部関係分について説明をさせていただきます。

説明につきましては、文教厚生常任委員会資料により行うことといたします。

資料の2ページをお願いします。

補正の内容としましては、歳出のみでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、コロナ禍において食材費等が高騰する中、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの学校給食による栄養の摂取と給食の質を保っていくため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市学校給食を臨時的に支援することを目的といたしまして、学校給食費臨時支援事業補助金1,109万8,000円を計上するものでございます。

この学校給食費臨時支援事業につきましては、主要事項説明書の内容を文教厚生常任委員会資料の3ページに掲載しておりますので、お願いいたします。

補助対象経費といたしましては、本市小学校給食及び中学校給食に関し、本年度における7月1日以降の献立に係るもので、児童及び生徒の喫食に要する食材費としております。

補助金の額といたしましては、補助対象経費のうち食材費の高騰により増額となった経費

に相当する分としております。

食材費の高騰により、増額となった分といたしましては、本市小学校給食で使用しております食材の価格が、昨年度と比べますと約5.5%の値上がりとなっておりますことから、小学校給食では1食当たり10円の増額、中学校給食では1食当たり15円の増額としております。

この増額分を年間の給食費として算定いたしますと、まず、小学校給食につきましては、これまで年間4万7,300円であったものが4万9,400円となり、単純比較でいきますと、2,100円の増額となります。

次に、中学校給食につきましては、1、2年生は、これまで年間5万7,000円であったものが5万9,850円となり、単純比較でいきますと2,850円の増額となります。

3年生につきましては、これまで年間5万3,100円であったものが、5万5,755円となり、単純比較でいきますと、2,655円の増額となります。

事業費といたしましては、小学校給食、中学校給食のそれぞれにおいて、増額となる年間の給食費の額、本年度における給食実施予定回数のうち、7月1日以降の給食の実施予定回数の割合、本年度5月1日現在の児童数、生徒数により、小学校分を679万5,000円、中学校分を430万3,000円、合計1,109万8,000円としております。

以上で、議案乙第19号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、教育部関係分について説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

今説明いただいた3ページをそのまま質問させていただきます。

内容はすごく分かりました。

目的なんですけど、これ、地方創生臨時交付金を活用ということがまず1個あるんですね。

それと価格の高騰、物価の高騰等あります。

それと期間ですね。

7月1日から令和5年の3月31日、3つあるんですけど、スタートするときはこれでいいと思うんですよ。

ただ、この地方創生臨時交付金もどこまで継続が担保されるか分からない、物価の高騰も円安もどんどん進んでますし、ウクライナの情勢とかも鑑みると、どこでどうなるか分からない。

もう一つは令和5年の3月31日以降にこれがどこか欠ける可能性がありますよね。3つ。

でも高騰はそのまま、地方創生交付金がないとしたときにこの内容はこれ以降も必要な状況にあるのに、この3つの今の状況が欠けた場合ってどういうふうに継続されようとお考えでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

令和4年度につきましては、今御説明を申し上げたとおりでございます。

それ以降の令和5年度の取扱いについての御質問ということで、まず給食費の動向といたしますか、今後の物価の状況がどういう形で推移をするかということで、また著しく高騰ということがあれば、令和5年度以降についてまた検討する必要があるとございますし、社会的ないろんな状況が改善をして、食材費が落ち着きを取り戻すような状況になれば、それに応じた給食費の取扱いを今後決定していくと考えているところでございます。

国の交付金につきましては、今のところ令和4年度の臨時的措置での取扱いということになっておりますので、例えばの話で申し訳ないんですけども、物価高騰が続くような状況にある中で、交付金の措置がされない場合につきましては、今のところ保護者の皆様に御負担をいただくようなことで進めていきたいと考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

御丁寧にありがとうございました。

まずはこの上程されている議案なんですけど、これが1回やってしまうと、その後も継続の必要性はあるのに、もしかしたら保護者の方に御相談を余儀なくされるケースも想定としては出てくるわけですね。

ですから、今御答弁いただいた可能性もありますし、国から充ててもらいよる分を保護者の負担が少しでも減るように、自己財源からの捻出を検討せないかん可能性も出てくるわけですね。

ですから、その辺を1回やって、状況が、もうちょっとできないからってそのままずばってやめるような状況じゃなくて、1回やるからには、必要に応じて、もちろん戻ってもらうのが理想ですけど、戻らない場合はできれば継続できるように協議、想定をしていただきたいなと思います。

飛松妙子委員

今の件なんですけど、今回交付金が使えるようになったのも現場の声が国に上がったからであって、もし樋口議員が言うようなことがあるとすれば、もちろん市も見ていただかないといけない部分も出てくるかもしれませんが、まずは、国がしっかり対応していくのが大事だと思います。

そこはしっかりと私たちの声が届くようにしていかなければいけないと思っております。

ただ、令和5年の3月31日までの期間ということで、想定を出していただいているんですが、物価相当が5.5%と考えてらっしゃる中で、それ以上になったときはこの金額よりもオーバーしてしまう中で、鳥栖市に交付金が来ているのが、2億4,000万円ぐらいですかね。

それに余裕があるのか、もういっぱいいっぱいの状況なのか、その辺りはどうでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

今現在、鳥栖市のほうに2億円を超える額が配分されておるところではございます。

その内容については、今回ほかの部、課のほうでもいろんな事業で提案をさせていただいているところではございまして、使途といいますか、活用の方向については、整理がついているところではありますので、今の時点でこの給食費の物価の上昇分に充てるというところは、今のところは検討には上がっておりません。

飛松妙子委員

分かりました。

これから先も続くと思われるこの物価高騰に対して、またしっかりと対応していかなければいけないということも分かりました。

永江ゆき委員

同じところなんですけど、令和5年の3月31日までというところで、意外と早く来ると思うんですね。

先ほどもおっしゃったように、先が見えない状態っていうのを私もすごく心配なんですけど、今、農水省がやってる、みどりの食料システム戦略が、有機栽培をしてくれる農家さんに対しての補助が出ていて、例えば給食で使ってもらえるっていう前提だったらお金が来るっていうのが始まっているんですね。

だから、少しでも農家さんに当たってもらって、万が一、このまま本当に悪くなってきた場合、ちょっと考えてもらって、そういう方法で少しずつ鳥栖市の農家さんにも、オーガニックで作ってもらったりとか——出口がちゃんとあれば作りますよっていう農家さんもいらしたんですね。

だから、少しその方向でも考えてもらえたらなって思っています。

やっぱりこういうことってチャンスかなと思うので、ぜひ前向きに考えていただけたらと思いますけどいかがでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

オーガニック食材を使った給食ということで、今御案内の農林関係の補助もあるということではございますけれども、こういった形で給食を運営していくのかっていうところにつきましては、うちの農林の部署とも検討していきながら対応していきたいと考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

オーガニックっていうのは、大量に栽培ができて、定期的いきちんと食材に使えるかとか、今は補助金が出ますけど、安定供給になったからもう出ません、もう買えませんでした場合、農家も困るんですよね。

補助金があるけん、機械を買ったり、農地を新しくしたり、そういうことも必要でしょう。

学校給食つちゅうのは量を確保して、きちんと安定供給できるような形じゃないと学校給食の食材にならんとするんですよね。

そういうことで、農林課も含めてやけど、オーガニックっていうのを学校給食として使うならそれなりに慎重にせないかんし、農林課やその辺と話す必要もあるんでその辺も含めて考えてほしいなということです。

成富牧男委員

ちょっと恥ずかしいけど聞きます。

この補助金の交付先っていうか、相手方はどこになるんですか。

犬丸章宏学校給食課長

鳥栖市からは補助金ということで交付をします。

交付先につきましては、今検討を進めているのが、学校給食費が私会計でございまして、その会計自体は学校給食課で取扱いをしておりますが、学校給食課への交付というのはなかなか難しいところがございますので、各小学校、中学校、それぞれ校長先生、PTAとか保護者の代表の方などに集まっていただいて、給食の運営について議論をしていただく、学校給食運営委員会というのを設置してございまして、それぞれ運営委員会毎に委員長がいらっしゃいますので、それぞれの運営委員会を交付先として整理をしていきたいと考えております。

成富牧男委員

やっぱり聞いてよかったです。

今の話は、公会計化に向けてと関係があるんですか。

犬丸章宏学校給食課長

それとは特に関係はないということで考えております。

中川原豊志委員

先ほど、来年度の話もちょっと出ったんですけども、ちょうど来年度から公会計化に向けて進めていただいていると思うんですが、もし給食費を上げることになった場合、公会計

になったから給食費が上がったって取られんように、PTAとかそのほかいろんなところと調整して話をしないといけないだろうけど、知らない人が、何か銀行引き落としになったら給食費の上がったもんねていうことにならんように、その辺はきちんと整理をしていただきたいなと要望しておきます。

藤田昌隆委員長

よろしいですね。

[発言する者なし]



報告（学校給食課）

中学校給食における金属片の混入について

藤田昌隆委員長

そしたら今度は、議案外報告で中学校給食における金属片の混入について執行部からの報告をお受けしたいと思います。

犬丸章宏学校給食課長

まず、今回の中学校給食における金属片の混入事案によりまして、生徒の皆様、保護者の皆様、市議会の皆様をはじめ、関係の皆様方に御心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございません。

事案の発生日に議会の皆様にも概要の御報告をしておりましたので、重複する部分もありますが、再発防止の対応に取り組んでまいりました内容などにつきまして、御報告をさせていただきます。

資料につきましては、議案外報告事項、中学校給食における金属片の混入について、に沿って報告をさせていただきたいと思えます。

まず、発生日は、令和4年5月6日金曜日でございました。

金属片は、長さが7ミリ程度で細長い形状のものでございます。

この金属片は、資料の下のほうにも掲載をしておりますとおおり、委託先のほうで成分調査を実施され、炊飯に使用されております炊飯釜と同じような成分が検出されております。

炊飯釜から削れた等によって発生した異物であるという可能性が非常に高いということで

ございます。

金属片の混入の発生時の状況につきましては、給食の時間中に生徒が喫食中の米飯の中に金属片が混入していることに気づかれ、すぐに担任の教師に報告をしていただいております。

これにより、その当該クラスでは米飯の喫食を中止されております。

これに伴います健康被害の状況につきましては、金属片の混入に気づいていただいた生徒の方をはじめ、当該中学校、それからほかの3校の市立中学校の生徒及び教職員に係る健康被害の報告はあっておりません。

米飯に混入をした経路につきましては、金属片の状況、それから炊飯作業の状況などから、炊飯作業の過程において、炊飯釜の一部と炊飯作業で使用している機器の一部がこすれ合ったことにより炊飯釜の一部が欠け米飯に混入したものと考えられます。

また、金属片の混入事案の後、5月11日水曜日でありましたけれども、炊飯作業前の機器、器具の点検が行われている際に、炊飯釜の中に金属片のような異物が入っていることが確認されておりまして、その異物が炊飯釜に混入した経過が不明でありましたことから、給食の安全を確保するため、予定をしておりました米飯の提供を中止し、急遽、代替となるパンの提供を行っております。

この事態を受けまして、委託先の調理場において、調理機器、調理器具の安全確認などを行うため、5月11日が発生当日でございますが、翌12日から5月16日月曜日までの間、予定をしておりました米飯の提供を中止いたしまして、代替となるパンを提供したという事態が生じておりますので、合わせて御報告をいたします。

このような金属片の混入、異物の混入の事案を踏まえ再発防止のための取組をこれまで進めてきたところでございます。

本市のほうから、委託先の業者であります株式会社日米クックに対し、金属片の混入の原因の究明、調理で使用する機器、器具の点検と調整などの実施、調理員の方に対しては、研修の実施について指示を行ったところでございます。

これに対しまして、日米クックにおかれましては、金属片の混入の原因の究明のため、金属片の成分調査を実施されているところでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、調査の結果、炊飯釜と同じような成分が検出されているということで、炊飯釜から生じた金属原因というので間違いのないだろうという見解でございます。

それから、調理で使用する機器、器具の点検につきましては、日米クックによります点検を事案発生後直ちに実施され、専門の業者による、調理器メーカーの点検も併せて実施されているところでございます。

これらの点検により、経年劣化等が確認されました機器の部品や器具につきましては、交換、それから専門的な調理機器メーカーによる修繕または調整を実施していただいているところでございます。

併せて、炊飯作業の担当の調理員の方を増員ということで、配置の対応をしていただいているところでございます。

そして、日米クックのほうで、調理場に勤務されております調理員を対象とした研修会を既に開催していただいているという状況でございます。

こういう中で、炊飯作業の安全が確認されたということもございまして、5月17日に米飯の提供を再開し、引き続き、給食の安全の確保に注意を払いながら、給食の提供をこれまで行っております。

今後につきましても、再発の防止、給食の安全の確保に努めてまいります。

以上、御報告とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

何か確認したいこととか意見があれば。

永江ゆき委員

この炊飯器は何年ぐらい使ってあったものですか。

犬丸章宏学校給食課長

実際に金属片が生じている炊飯器については、まだ1年程度の使用ということでございました。

ほかの機器とどうしてもこすれてしまって、強い力がかかって炊飯釜の一部が削れてしまったという状態になっております。

永江ゆき委員

何とこすれ合うんですかね。

犬丸章宏学校給食課長

炊飯作業を行うに当たりまして、直径が50センチ程度の結構大きな炊飯釜で、30釜程使って炊飯をされております。

それを各クラスごとに分ける作業がありますので、その前に御飯をほぐす作業を炊飯作業の工程の中で行いますが、それをできるだけ効率的に行うために、その炊飯釜を機械を使って反転をさせてほぐす機械の中に入れ込むというところがあるんですけれども、その反転をさせる機械に設置をするときに、当然、反転をさせますので、炊飯釜自体が動いてしまうと、炊飯釜が落下してしまいますので、ガードといいますか、ステンレス製の留め金とかが出て

いるところがありますので、そこに強い力で当たってしまって、それでこすれて削れてしまったという状況になっております。

永江ゆき委員

じゃあ、丁寧にそこにはめ込めばこすれ合わなかったということですか。

犬丸章宏学校給食課長

当たらないようにといたしますか、そういった形で設置をすれば、そういう事態が起り得ない、起りにくいという状況になりますので、できるだけそういう留め金とかに当たらないような措置というのも、今回あわせて日米クックのほうでは対応をいただいているという状態でございます。

永江ゆき委員

人が足りなくて急いでされていたり、結構給食ではあるんですけど、スピードを問われるというか、急がなければいけないような状況とかではなかったんですね。

犬丸章宏学校給食課長

給食の提供については、当然、時間が定められておりますので、その時間に間に合わせるというのがあるかと思えますけれども、作業の状態としましては、時間に追われていたということではなくて、釜が25キロ程度あるものを設置をするという作業の中で、発生をした事案ということになっております。

成富牧男委員

これ、契約期間がありますよね、債務負担行為か何かでやってあるんですかね、委託されたときに私も質問したことがありますけど。

まず、契約期間がいつまでになってるのかと、やっぱり一番懸念するのは、こういうことが理由になって、次の期間の委託料が、鳥栖市があが言わっしゃったから万全の備えをせないかんから、今までの委託料じゃあ、ちょっとできませんとか言われんか心配するんですけど、それは一切心配無用ですか、今の時点で。

犬丸章宏学校給食課長

まず、契約の履行期間といたしましては、完全給食が始まっております令和3年8月末から5年間で契約をしております。

この5年間につきましては、債務負担行為により契約の締結をしておりますので、次の契約といたしますか、5年が経過した後の契約につきましては、今後検討といたしますか、対応していくこととなりますので、今の時点で具体的なお話については控えさせていただきます。

成富牧男委員

今言うてもあれでしょうから、ちょっとそこんところを非常に懸念しておりますので一言

申し上げました。

樋口伸一郎委員

僕もメディアで知ったんですけど、幸い大惨事には至らなくて一安心しました。

先ほど、今後の再発防止とかの御説明がありましたが、その再発防止のひとつとして、例えば今回入ってるものが見つかりましたと。

そこは臨機応変にそのクラスだけで止めていただいたと。

ただこれが、もしかしたら複数個入っていて、他のクラスではって考えたときにちょっと怖いと感じた部分もあるので、作る側の対策は今書いてあるようにされてますけど、例えば、混入物があつたときの対応の仕方をパニックを起こさんように学校側にも先生たちとかも生徒も、まず給食を止めて食べるのをやめる。

もしかしたら複数個あるかもしれないので、学校ごと止める場合もあるかもしれんし、そのときに給食がないなら非常食にするとか、帰らせるとか、何か学校側でできるような想定マニュアルみたいなのを作っておくと、混入物の再発がないことがいいですけど、あつた場合の対応があつたほうがいいかなと思ったので、その辺りの考え方であつたり、そうしたことができるのであれば、ぜひ御検討いただければと考えておるんですけど御所見を。

犬丸章宏学校給食課長

樋口議員が言われましたとおり、金属片であると事が重大になりますので、異物が発生した場合の対応として対応マニュアルを定めております。

直ちに全校の給食を停止するという対応マニュアルにしておりますが、今回中学校で発生した分については、すぐに学校給食課に連絡をいただいて、それからすぐ他の3校に、こういう事態が発生しておりますので直ちに中止してくださいという連絡を手分けをして行いましたが、食べ進められていた中で発見をしたということで、他の中学校に連絡をした時点では、既に3校ともほぼ給食の時間が終わってるという状況になりましたので、連絡ができるだけ速やかにほかの学校に行くように検討していく必要があるのではないかと考えております。

藤田昌隆委員長

マスコミ、新聞で初めて知ったというのが今までよくあつたんですが、今回の件に対しては、議会にも正副委員長にも連絡があつて、そして各議員にすぐタブレットで流して――要するに命がかかっているということで、事の大きさをきちんと分かってほしいと、すぐ対応してもらったんですね。

今まではメディアで知って、そういうことがあつたんかと。

周りの父兄から電話があつて初めて知ったのではなくて、今回は非常に早い対応だったから、

やっぱりこういうのをルーティン化して、体に覚えさせたほうがいいと思うし、私は、今回はきちんと対応ができたと思っております。

飛松妙子委員

発生したときにパンを代用するということでしたが、その代用はどこから供給してもらうとかいうのは、もう決まっているのか。

今回食べ進めていくうちに見つかったというところで、この見つけた方、またそのクラスの方々は、全部食べ終わっていたのか、それとも途中だったのか、そのときにちゃんとパンを代用できたのか、その辺はどうでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

発生したときに、そのクラスについては中止をしております、その手当については、今回は申し訳ございませんができておりません。

代替のパンにつきましては、5月11日に作業前の点検で異物混入が発生したときは、朝一番だったので、すぐに停止をして、パンの手配をして、各中学校に配送したところでございます。

中学校給食でも2,000食を超える数ということになりますので、前もって確保しておくというのが非常に難しくはございますけれども、学校給食課は当然ですが、委託先である日米クックのほうも関係各所に手配をしていただいて、何とか確保ができたという状況でございますので、そこについても、そういう食材を取り扱ってある事業所さんと常に連携を取ってきたいと考えております。

飛松妙子委員

中学校は分かりました。

では、小学校の対応も中学校と同じようにされるのでしょうか。

犬丸章宏学校給食課長

学校給食でございますので、基本的に同じ対応をしていくことにはなりますが、問題となるのが、小学校が中学校よりも倍以上の5,000食を超えるところになりますので、そういう確保について検討していく幅を広げないといけないかなと考えております。

飛松妙子委員

そのとおりだと思っております。

万が一、全校生徒の分を止めるようなことがあれば、学校に避難所対応として食料の保管もされてらっしゃると思いますので、そういうのでしのぐとか、いろいろな方法を考えていただいて——無いことが一番なんですけど、もしあった場合はよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、現地視察のときに、調理器具の耐用年数とか、そういうものが分かる一覧を頂け

ればと思います。

よろしく願いいたします。

犬丸章宏学校給食課長

非常時の備蓄食ということで今御案内をいただいたところでございますが、小学校給食におきましては、災害等で給食の提供ができないということも考えられますので、非常用の物資を用意しております。

使用する機会が無いのが一番なんですけれども、無ければ3月11日前後に、東日本大震災の発生と合わせまして、児童の皆さんに防災給食ということで緊急用の食材だけと牛乳だけで体験をしていただいているという取組を行っております。

田村弘子委員

委員長のお言葉にもありましたけれども、5月11日のパン給食に変わった際、その日の帰りに学校からの連絡としてこういう理由でパンになりますというところを保護者全員に持ち帰らせていただいたので、こういう急な対応だったにもかかわらず、周知してもらえたところはすごく安心できたところでした。

先ほど委員長も言われましたように、やはりこういう迅速な対応はルーティン化されて、今後とも続けていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

以上で議案外報告を終わります。

執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午後 3 時38分休憩



午後 3 時49分開会

藤田昌隆委員長

再開をいたします。



生涯学習課

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

次に、生涯学習課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、生涯学習課関係について御説明いたします。

まず歳入について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、市内に設置されております放課後児童クラブが行います新型コロナウイルス感染症拡大防止事業及びICT化を推進する事業に対する補助の国庫補助分でございます。

補助率は対象経費の3分の1でございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金につきましても、国庫支出金と同様の内容でございまして、補助率は3分の1ということになっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節12委託料につきましては、鳥栖小学校なかよし会施設建設に伴う、設計業務委託料でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

資料の5ページに載せておりますけれども、こちらが今回鳥栖小学校のなかよし会を増設するもので、121万円を計上いたしております。

内容については今回、B・Cクラスを増設し、定員が約それぞれ40名ほどで、合計で80名分を増設するというところでございます。

資料に戻っていただきまして、4ページでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でも御説明しましたとおり、市内に設

置されております、放課後児童クラブにおける、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業と、ICT化を推進する事業に対する補助でございます。

以上が生涯学習課関係分でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

田村弘子委員

もしよければ、鳥栖小学校なかよし会B・Cクラス増設に伴い、今までの各小学校5年間の放課後児童クラブの利用者数の推移などを教えていただけると――5年でも3年でも出せるところでいいです。

どれだけ利用者数が増えているのかというところを出していただけると幸いです。

それと、参考のところに鳥栖北小学校なかよし会B・Cクラス建設とあるんですけども、この設計図などがあれば資料としていただけると幸いです。

お願いいたします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

過去5年分については、今持ち合わせておりませんので、後ほど資料を委員会に提出をさせていただきますと思います。

藤田昌隆委員長

どれぐらいで出せますか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

総括のときに。

藤田昌隆委員長

じゃあ、皆さん、総括のときに資料出してもらっていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

あと、2点目の設計図でございますけれども、こちらについては今から設計……

田村弘子委員

鳥栖北小学校の方です。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

鳥栖北小学校の……、すいません間違えました。

鳥栖北小学校についても、同じときに資料としてお渡ししたいと思います。

中川原豊志委員

鳥栖北小学校のやつは、例えば、令和3年度のいつやったっけ、当初で出とったっけ。我々のタブレットの中の令和3年度の当初の資料に入っていない？

藤田昌隆委員長

ちょっと暫時休憩。

午後3時55分休憩



午後3時59分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

成富牧男委員

私は、この放課後児童クラブについて一般質問をしましたが、説明をもうちょっと丁寧に。

現在はAクラス60名・Bクラス38名とありますが、新しく造ることによって、こうなりましていうことを、したがって140名ぐらいになったとか、そこら辺最初に説明していただけますか。

それと、1回で終わるように、鳥栖小学校について事業計画におけるニーズはどれぐらいで、そのときの供給可能人数はいくらというふうに想定されているのか教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

鳥栖小学校なかよし会については、先ほど申し上げたとおり、現在Aクラス60名・Bクラス38名でございます。

今回B・Cクラスの建設を予定しておりますが、Bクラス40名、Cクラス40名、計80名ほどの規模で建設を予定いたしております。

現在、鳥栖小学校のBクラスについては、学校の施設を借用して開設しておりますので、新設をした場合に学校施設の借用を返した場合は、全部で140名の定員になるということでございます。

それから、鳥栖小学校の子ども・子育て支援事業計画の中で、放課後児童クラブのニーズ見込みを行っておりますが、それにつきましては、令和6年度を目標として整備を進めていくということになっておりまして、令和6年度のニーズ見込みが164人分で供給可能量が178

人分で箇所数が4か所、計画では目標といたしているところでございます。

成富牧男委員

ちょっと今微妙な言い方をされたんで……、今、40人・40人プラスAクラスの60人というのが確定してるんでしょ。

それと、今のBクラスについてはどうなるんですか？もう一度。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

新設をした場合、現在のBクラスは、学校から借用している部分については、返すことを考えておりますが、待機児童等の状況を見ながら考えていく必要はあると思われま。

現状では、返すことを前提とした建設ということでございます。

成富牧男委員

そこ、大分誤解もあったみたいで、主要事項説明のところに書いてあるBクラス38人、学校施設借用については柔軟性があると。

場合によっては、使うことも考えるということを言われたと思います。

いずれにしろ、さっき言われたように、もしそれ使わなかったら140人ですよ。

実際は164人が使いますっていうニーズ調査があるんですね、令和6年度で。

この鳥栖小学校が使えるようになるのが令和6年度ですよ。

だから、そうしますと、Bクラス38名を使わんやったら、ちょっとやばい可能性もあるということですよ。

そしてしかも、施設の受入れ可能数では178人というところまで言っておられるわけですから。ぜひ、Bクラス38人分は使えんことはないみたいな——要は、実際のニーズがどれぐらいあるかというのは、当然考えられるのは分かりますので、そのところは少し弾力的に考えていいということ言われたんでしょか、お尋ねをします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

学校借用分につきましては、学校側も現在教室数が逼迫している状況もございまして、そちらとも協議をしながら、そのときの待機児童なども含めて勘案して判断することになるかと思ひます。

成富牧男委員

今ちょっと後退——せつかくいいなと思ってたんですけど。

要は140人しか——最悪の場合、今の教室は学校のために使うというのが当然、優先されるわけですから、140人となると、一番ニーズどおり来たときでも164人となるわけですね、今の計画では24人分あぶれるじゃないですか。

このBクラス38人分っていうのを生かせば、その中に入ってくるわけですよ。

24人あぶれた分が164人引く140人。

だから、Bクラスの38名が、さっきのお答えで厳しいということであれば、まだ今から予算——私も反対しませんので、予算が決まってくるわけでしょうから。

その予算を、この164名を受け入れる設計に変えられるよう少し融通性を持たせることはできないのでしょうか。

この設計額の121万円というのが、ひょっとしたら同じ金額でもいいかもしれんし、要は、自ら決められた令和6年の鳥栖小学校のニーズ調査に見合ったクラスは確保するということをお約束できませんか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

成富委員の御質問でございますが、我々が立てたニーズ量見込み164人分を確保すべきではないかという御質問だと思います。

今回Bクラスを返した場合、140人という数字になります。

この数字につきましては、現在の申込者数、それから今後の申込みの見込みなども一応勘案しております。

先ほど申し上げたとおり、現在借用しておりますBクラスについて、今後待機児童の推移も見ながら学校とも相談をしていくことが必要かと思っておりますので、現状では80名規模の施設の増設ということでお願いをしているところでございます。

成富牧男委員

だから、今のように最初言われたでしょう。

その後、教室は結構ぎりぎりなんですって言われたもんだから、また前に戻って質問しよるわけですね。

時間もいっぱいかかりそうですので、ここで最後に言っておきたいのは、まず逼迫するかせんか、全体的には子供の数はこうなってるんでしょから、それをしっかり学校教育課と話して、設計を固める前に、最初に令和6年の小学校の児童数の見込みを十分、学校教育課ね、教育部長同じところやけん。教育部長が音頭取ってきちっとして、次に、設計を固めるというふうにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

小柳秀和教育部長

成富委員の御質問にお答えをいたします。

一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画に位置づけております、具体的な取組と方向性を重視しつつ、令和6年度の供給可能な量为目标として、児童数の見込み等を勘案しながら施設の整備に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

成富牧男委員

まだ間に合うから言ってるんですね。

もちろん予算額は出てるけど、どこかから持ってくれば——どれぐらいの人数で、設計の額が変わるのか私も分かりませんが、これ、また令和6年に同じようなことにならんとは言いきれんでしょうが。

本当は高学年というか、4・5・6年生も入れるけど、もともとが3年生までということだったから、学童は大変みたいやけんって、最初から申請申込みさえされない方が出てきていると思うんですね。

ですから、そういうことも勘案すれば——そして、一番私が分からないのが、自分たちで決めた計画をこれでよかですかと子ども子育て会議にも諮って、よかって言われて、分かりましたって言って、さらにその後パブコメ取って、皆さんに私たちはこれでいきます、これは供給可能数ですってあなたたちが決めてるんですね。

そこんところをしっかり頭の中に入れて、今後やっていただきたいなと思います。

飛松妙子委員

今の設計委託料の件なんですが、この設計委託先はもう既に鳥栖北小学校で頼んでいるところを予定されているのか、それとも入札等を行うのか、その辺りを教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

委託料121万円の予算でございますので、基本的に入札になるということでございます。

飛松妙子委員

先ほどの御答弁の中で、鳥栖北小学校を基に同じような設計になるだろうということでしたが、委託先を入札した場合に、どのような入札方法をされるのでしょうか。

鳥栖北小学校を基に、こういう設計をしていただきたいんですということを入札をされるのかどういふふうになりますか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

生涯学習課には、技術の職員がいませんので建設課の建築屋さんには依頼をしてそこで設計書を作ってそれを基に入札をします。

その設計書の中には構造とか、どういう部材をいくつ使ってとか書いてます。

入札に当たっては、契約検査課と庁内で整理をしまして、こういう工事、こういう設計は、こういうグループに出しましょうという指名競争入札で実施することになると思います。

飛松妙子委員

ということは、鳥栖北小学校での設計の図面はある程度参考にはなるんですけど、やっぱ

り面積とか、いろんな面が違うので、新たに設計をして入札を行うっていう考え方でよかったですでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

おっしゃるとおりです。

飛松妙子委員

もう一点。

その入札に関しまして、鳥栖市の地元業者が今まで取られていたのか、その辺りはどうでしょう。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

契約所管は契約検査課になりますので、あくまで知っている範囲ですけれども、当然地元を——業者さんの採点をするとき、あるいはグルーピングをするときに、そういうものも加味して考慮されたグルーピングの中で契約のお願いをすることになりますので、入札参加資格としては、十分反映されてるんじゃないかと考えています。

飛松妙子委員

では、鳥栖北小学校の場合はどうだったでしょうか。

藤田昌隆委員長

休憩いたします。

午後 4 時15分休憩



午後 4 時18分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほどお尋ねのありました、鳥栖北小学校の設計業務を行ったところは、能富建築設計アトリエ、萱方町の業者でございます。

飛松妙子委員

ぜひ、鳥栖市の小学校、中学校の建築に関しましては、大型はそうはいかないかとは思いますが、できるだけ地元の業者さんにとっていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員

今回の鳥栖小学校のなかよし会ですけれども、待機児童が、一般質問等で聞くと通年利用で76人、長期休暇で70人やったかな、結構いらっしゃるんで早急な対策が必要ということで今回上がってるんだと思うんですが、この、設計の期間がどのくらいぐらいかかるかな？入札して、設計していただく完了時期。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

この業務につきましては、入札等をこれから行うということで、工期等ははっきりとは申し上げられませんが、大体3か月ほどかかると考えられます。

中川原豊志委員

予算が通れば7月中には入札できるかな。

そうすると、3か月やったら8、9、10月、できれば設計が終わったら補正を上げて、すぐ着工という段取りに持っていくことは難しいですか。

そうすると、少しでも待機児童というか、令和6年まで待たんで5年度中に、例えば、長期休暇からでも利用できんかなと思うけど——少しでも早く建設ができるような方法というのは考えられないのかなと思います。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

補正を、議会に上程することができる機会を認められておりますので、制度上は可能だと思います。

しかしながら、建てる場所の整地だったり、今回建てる予定のところは樹木等も大きいものがありますし、学校との調整、現在あるAクラスとの相互間の調整、そういうものを考えますと——指導員も途中からどう増やしていくんだという問題もありますので、もろもろ考えますと、議員がおっしゃることはすごく我々も望むところなんですけど、現実的にはやはり11月ぐらいに担当課の当初予算に載せて新年度からっていうのが、総合的な判断としては一番妥当じゃないかと考えています。

藤田昌隆委員長

ちょっと気になるのが、器は出来ても、問題は人なんですよね。

指導員の確保がきちんとできた上でしないと、建物は出来ても指導員がいない、この状態は最悪ですよ。

だから、まず人を確保した上で、今、副委員長が言われたように早急に対応すると。

一刻も早く待機児童を解決するには、まず人を集め、それから器という形で——十分分かってらっしゃると思うんですが、早急な対応よろしく願いします。

今後ともこういった形で人材の確保、それから施設の整備なども含めて待機児童の解消に努めたいということでございます。

藤田昌隆委員長

P T A連合会の会長から、市長に対しても出てるわけ？

小柳秀和教育部長

市長にも出ております。

藤田昌隆委員長

委員会でも、会長宛てに回答を返すけど、市の考えも入れて返さないと、委員会だけでやりますと言っても、執行部がどういう思いをしているのか分からないので、市長が返す分を参考というか、すり合わせもしたいんで、頂けますか？

市が当然回答しますから、それもどういった形で答弁しているのかそれをぜひ見たいんで委員会のほうにお願いできますか。

小柳秀和教育部長

提出する段階でお示しすることは可能だと思います。

藤田昌隆委員長

どっちみち正副で議長に提出せないかんし、そこであまりにもかけ離れてたら、貰うほうは、片や市はやりましよう、議員は――逆の場合はほとんどないけど、余りにも食い違ったらおかしいんで、確か前の違う陳情のときも市がどのような返事を出したか見た上で、陳情者に返した経緯もあるし、初めての経緯じゃないのでぜひお願いします。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

はい。回答する段階で……。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後 4 時29分休憩



午後 4 時36分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

成富牧男委員

一般質問のやり取りなんかで言いましたけれども、このタイトルが微妙なんですよ。

鳥栖市放課後児童クラブ待機児童解消を求める——市長に来てるとタイトルは同じですか。

小柳秀和教育部長

鳥栖市放課後児童クラブ待機児童解消を……

成富牧男委員

一緒ですね。

それで、このタイトルを素直に読むと、民間も含んだところかなという感じがします。

そして、この文言の下から5行目、「このことを打開するために鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会」これは、なかよし会のことですよ。

だから、あえて上は全体を言っていると捉えて、その中で特に運営協議会、いわゆるなかよし会では、こういうことをいろいろやっていただいているところですが、取っておけばいいんですかね。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

真意は提出者に聞いてみないと分からないところでございますが、我々としてはそういうように受け取っているところでもございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

本当に切実な要望が出てるとお思いますので、鳥栖市においても、この要望に応えられるように努力をしていただくことを強く求めたいと思います。

樋口伸一郎委員

内容のとおりだと思うんですけど、民間の力も借りてでも、待機児童の解消につながるようなことは何でもしないといけないかなと思っています。

ただ人員不足というのは、もう5年ぐらい——子ども・子育て支援新制度は、平成27年ですよ。

あそこからの実績を踏まえても、ほとんど増えてないのが現状ですので、プレスポとかの取組をなされていますけど、独自の補助策の検討みたいなのも含めて、いよいよ考えていけないといけないと、要らなくなったら、そこは絞ればいいんですから。

そういうふうを考えていることを足したいと、私はそこまで考えます。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

第9号に関しては協議を終わります。



陳情第12号放課後児童クラブ多子世帯などに対する補助金について（要望）

藤田昌隆委員長

陳情第12号について、協議を始めたいと思います。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

次に、陳情第12号について御説明いたします。

本陳情につきましては、放課後児童クラブの民設民営4園で組織されております、鳥栖市放課後児童クラブ連絡会からの要望でございます。

要望の趣旨につきましては、公設民営のなかよし会で行っております利用料の減免制度について、同様に民設民営の4園でも行えるよう補助制度の導入を要望されているものでございます。

なかよし会におきます利用料の減免の内容でございますが、生活保護世帯が全額免除、それから市民税非課税世帯が全額免除、就学援助世帯が8割の減免、それから多子世帯については、2人目半額、3人目全額という内容になっているところでございます。

放課後児童クラブの利用につきましては、なかよし会及び民設民営4園、それぞれ利用料が現在異なっておりますので、利用料の減免分の補助制度につきましては、補助限度額などの整理が今後必要かと考えているところでございます。

市といたしましても補助制度の導入については、子育て支援の観点からも前向きに検討すべきものと考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

これ、独自の補助制度でもいいので、今違う部分を穴埋めできるようにしてほしいなと思う。

運営が少しでもましになれば、ひいては人的確保にもつながってくるんじゃないかなと考えます。

この、差がある部分だけでもいいんで独自の補助をつけてでも穴埋めしていただきたいというのが意見です。

成富牧男委員

私はこれ読んでから、まだできてなかったのかと思いました。

それと、やはりここにも出てきてます、この会長さんの上の名前、「鳥栖市放課後児童クラブ連絡会」これを全体の名称にされたらどうかなって、ついでに提案しておきます。

民設民営の分と公設民営の全部の集まる連絡会、それにふさわしい名前だと思いますので、ぜひ1回相談されたらいいなと思います。

これ答えは要りません。

飛松妙子委員

もともと、鳥栖市で運営してたなかよし会だったのが、民間に移った経緯っていうのが、当時あったと思うんですね。

私も同じような費用負担だろうと、全く勘違いをしてましたので、これ読んで、費用負担が違うんだと初めて気づいてしまったんですが、民間に移る経緯というのは、最初に民間から言ってきたものなのか、鳥栖市からお願いして立ち上がったものなのか、その辺りは分かりますか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

以前の書類を確認した範囲なんですけれども、どちらかというと、両方から上がってきたんじゃないかと思います。

樋口議員が言われるように、制度自体の法律は平成27年度以降ですけれども、平成21年度に現在の公設民営、いわゆる協議会というものを立ち上げてますけど、当時はそのルールがまだ曖昧で、自治体の範疇あるいは保護者会の範疇でやってくださいだったみたいなんです。

そうしますと、鳥栖小学校のAクラスはその時点でもう建ってたんですけど、定員が1.65平米、現在の基準で割ったら60名なんです。

ここに80名ぐらい受けて、先生も2名ぐらいで、結構外でじゃんじゃん遊んでたぞと。

これは、子供の安全が大変じゃないかという声が上がって初めて、保護者の方と市役所と学校とで集まれて、何らかの解決策を図らんといかんじゃないかと、そういうものが文章から見て取れました。

飛松妙子委員

であるならば、やっぱり鳥栖市と同じように、民間のほうも助成をしていくのは大事なことだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

小柳秀和教育部長

先ほどの牛嶋課長の説明の補足をさせていただきたいと思います。

多子世帯の場合、例えばさっきの2人の場合の負担なんですけれども、1子目が半額、2子目は全額いただくとなっております。

3人の場合は、1子目は免除して、第2子目を半額、第3子目は全額頂く、この免除の中には含まれていませんっていうのを付け加えておきます。

中川原豊志委員

民間だろうと公設だろうと預ける側からすれば、同じような減免制度等にするべきだと思います。

ある程度検討していただいているところもあるんですが、例えば、4園に補助をするとした場合、費用が大体どのくらいぐらいかかるか試算はされましたか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

概算値でいきますと、月額利用料——いわゆるおやつ代を含まないで頂いているのが4,300円ですよね。この4,300円を基準として——ほかの4園さんもなかよし会を目安にしながら金額を設定してあるんですね。

この金額掛ける——そういう御事情がある方の人数掛ける12か月分ということで、場合によっては数百万円になるだろうと。

ただ、そういう対象となる方がどの程度いるのか、我々は最後までつかんでおりませんので、試算として1つ仮算値を持ってくるやり方が正確なところをつかめるかという点、非常に難しいかなと。

そうすると、なかよし会の割合を準用していく方向で整理が必要かなとは考えてます。

訂正いたします、月額利用料は4,400円でした。

中川原豊志委員

4園の定員等から考えると、多子または非課税世帯とか意外と少ないのかなと思うんですね。

ですから、費用的にはそんなに大きい金額じゃないのかなと思うんですね。

じゃあ、そうしようとした場合、例えば、条例とかその辺の絡みがすぐできるのか、できないのかということもよう分からんとぼってん、その辺のところを教えてくださいませんか。

小柳秀和教育部長

補助金の場合は、鳥栖市に補助金等交付規則がございますので、その規則に基づいて、一般的にはそれぞれ要綱を設置することになっております。

要綱がないやつもありますけれども、今回の場合は要綱をつくったほうがいいんじゃないかなと考えておりますので、まず要綱をつくる時間が必要です。

あと、民設民営の4園が、利用料におやつ代込みのところと、なかよし会みたいに利用料

とおやつ代と分けているところがありますので、実際の利用料がどれぐらいなのかという調査を行う必要があります。

それに基づいて、それぞれが税情報を使えない——住民税が非課税なのかとか、生活保護世帯なのかというのは、なかよし会も民設民営も、私たちもそうですけれども、権限がないのでその情報をどうやって取るかというところの整理がまず必要なので、例えば現在のなかよし会の比率から、減額してる分の比率が何パーセントあるので、それから民設民営のところも多分同じぐらいの率だろうというところで予算の要求をしたりとかいう形になってきますので、ちょっと時間はかかるかなと思っております。

中川原豊志委員

できれば、子供を持つ親が同じ負担をしていただきたいというところで、ぜひ合わせていただきたいなと思いますんで、できることなら、そういう、要綱を作ったり、税のところを調べたりしないといけない時間もあるかもしれんけど、できるなら少しでも早く対応していただきたいと申し上げておきます。

藤田昌隆委員長

結局、この4園に関しても、非常に前向きやけん。

これが後ろ向きで、市からお願いしますよと、いやいや、場所も人もいないしじゃなくて、前向きにしようというところまで来とるっちゃけん、要綱が必要とか、何々が必要とか、そういうのはきちんとすぐ明示して調査せないかんので、教えてくださいよって今日明日でもすぐ聞きに行けば分かるっちゃけん。

だから、そういうやつに時間をかけずに、鳥栖市にとって大きな問題ということであつたら、すぐ動いてくださいよ。

動けば何とかなるわけ。

動かんままで、要綱をつくらないかんとか、どうのこうの言いよつたらいかんので、さっさと対応する。

ということで、強く要望しておきます。

樋口伸一郎委員

委員長、確認です。

9号、12号を委員会で協議した中身は伝わったとは思うんですよ。

それぞれの委員さんの御意見とか、委員長の所見とかは伝わったと思うんで、市長からも御返答いただく際に、こことかみ合わなければいけないかなっていうのがあるんで、そこだけいま一度お伝えした上で、あまりにも乖離したものにならんようにだけお願いしときたいなと思います。

藤田昌隆委員長

委員会としても、これは所管事務調査として上げたテーマですし、私としても年内というか、今年度内にはある程度きちんとした形を取りたいと。

それが、所管事務調査の本当の大きな意味ですから。

ぜひ、それに向かって走りますので皆さん方も一緒に走ってください。

以上、よろしく申し上げます。

これでこの陳情に関する協議を終わります。



藤田昌隆委員長

本日の日程はまだ終了しておりませんが、本日の委員会はこの程度にとどめ残余につきましては、明日に続行したいと思います。

御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって残余につきましては、17日に続行することに決しました。

明日は朝10時から開催をいたします。

それともう一点、現地視察についてお諮りいたします。

中川原豊志副委員長

現地視察につきましては、委員会当初に日米クックのほかに視察したいところがありましたら本日中にとお願いをしたんですが、鳥栖小学校のなかよし会の建設場所は見られんのですかと、飛松議員からの要望があつとったんですが、いかがでございましょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

まだ場所については、確定しておりませんので、敷地を見るっていう形にはなるかと思いますが。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後 4 時56分休憩



午後 5 時 2 分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

中川原豊志副委員長

20日の現地視察ですけれども、朝言っていました、日米クックさんの現地視察と、今回設計が上がってます、鳥栖小学校なかよし会のB・Cクラスの建設予定地ということで、2か所視察に行きたいと思います。

よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後 5 時 3 分散会

令和4年6月17日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

副市長 林俊子

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子

文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

スポーツ振興課、文化芸術振興課審査

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

議案甲第19号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

報告（スポーツ振興課）

サガン鳥栖U-15練習場整備について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

はいかがでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

全員出席をお願いしたいということで、どうしましょうか、部長を通じて言うのか、事務局の書記のほうから言うのか、どうしたらいいですかね。

〔「部長から」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、佐藤部長にお願いして、議案甲第19号の前に休憩に入りますので、そのときに来ていただいて、今日は19号が最後になりますので——そうか、U-15の前か——この議案審査に入る前には入っていただくようお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

副市長に、お忙しい中申し訳ないんですが、出席の依頼をお願いいたします。

議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

ただいま議題となりました、議案乙第17号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係2ページをお願いいたします。

歳出について、款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費、節14工事請負費につきまして、陸上競技場改修に係る工事費の増額補正となります。

令和4年度の国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い、事業進捗を図ることから、2,500万円の増額をするものでございます。

なお、陸上競技場改修事業につきましては、工事内容といたしまして、令和4年度から令和5年度にかけて、陸上競技場のトラック及びフィールドの改修を実施するもので、改修事業は2か年にわたりますので、継続費として計上させていただいております。

継続費の補正につきましては、次ページで御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

陸上競技場改修事業につきましては、令和4年度から令和5年度にかけて、総額4億5,000万円を見込んでおりました。

今回、令和4年度の国の社会資本総合整備交付金の内示に伴い、令和4年度補正前の1億6,000万円から2,500万円増額で1億8,500万円とし、令和5年度補正前が2億9,000万円から

2,500万円を減額し、2億6,500万円とするものでございます。

なお、事業費総額は4億5,000万円のまま、年割額を補正するものでございます。

歳出については以上でございます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、報告第2号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修事業につきましては、令和4年3月定例会におきまして、翌年度への繰越上限額を御承認いただいております。

その翌年度繰越しが表記のとおり確定しましたので、御報告するものでございます。

市民文化会館の大ホール内の天井、照明、舞台音響設備、トイレ等の改修工事を令和4年4月1日から着工し工期は9月27日までといたしております。

そのほか、小ホールの舞台音響設備の改修工事を行うものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ振興課関係分について、御報告させていただきます。

款10教育費、項5保健体育費、国スポ・全障スポ施設改修事業につきましては、令和4年3月定例会におきまして、翌年度への繰越上限額を御承認いただいております。

その繰越額が表記のとおり確定いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

陸上競技場管理棟改修工事につきましては、屋根、外壁、会議室、トイレ、更衣室等の改修を行うものでございます。

次に、市民体育館諸室になります。

改修工事につきましては、市民体育館の諸室、サブアリーナになりますけれども、その改修で、屋根、外壁、トイレ等の改修となります。

なお、それぞれの工事における工事監理業務に要する経費も含んでいるところでございます。

以上、御報告させていただきます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

4ページの計算書で教えてください。

翌年度繰越額があつて、金額計算書——確定額ですか。ここが増えているのが、物価とか資

材とか、ああいう影響で上がったという考えでいいんですか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和3年度で工事が終了した分で、翌年度に繰り越す分のうち翌年度の予算分は令和3年度で終了した分の差額が出ております。単独分が残ってます。

この場合に資材の高騰分とかは含まれていない状況でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

国スポのほうで御説明させていただきますと、1億6,731万9,000円、こちらの金額が3月のほうで、上限額で設定をさせていただいた金額になっております。

実際、工事の進捗に応じてとか、当初見込んでいた分と最終的に繰越しが確定した分が、今回、翌年度繰越額が1億6,411万円になったということです。

増額になったわけではなく、最終的には、上限額から低くなったということで、御説明をさせていただきます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

教えていただきたいのはここからです。

繰越額を繰越明許費で御提示するじゃないですか。

確定するタイミングがあると思うんですけど、そこってどのくらいずれがあって——今のお話だと3月に確定した分、実費というのはおかしいですけど、実際かかった額が提示される、でも繰越明許としては、大体その前段ぐらいに出てくるわけじゃないですか。もう間もなくそれが出てくるということは、ここちょっとずらせば、もう確定額が出るんじゃないかなとか思ったり、この差はどがんなととつかなあとって、タイミングは——もうこれどこにでもあるんですよ、計算書。

今回ずらっとついとるんで、そこがいつもですね。その間がいっぱいあるんであれば分かるんですけど、どうでしょうか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

繰越しの金額の確定につきましては、繰越明許につきましては、3月議会前の1月ぐらいに大体これぐらいの金額が繰越額として必要ということで、その時点での見込みを出します。

工事が確定するのが2月から3月ぐらいになりますので、それを受けて、今回正式に翌年度への繰越額が確定します。

そのタイムラグは致し方ないのかなと考えております。

樋口伸一郎委員

1月に見込額ってなって、定例会が通常3月にあるので、明許費の提示となると、公の場

では3月になってきますよね。

でも、1月に見込みということで、ちょっと早いですが、12月に見込額を繰越明許額で出して、それで確定が3月――6月でもいいです。

この間があるほうが――見込額と固定額がほぼ同時に出てくるような形になると、ちょっと整理がつかないときがあるんですよ。

見込額であれば、おおむね年末ぐらいに見込みですから、繰越明許費として12月とかに上げといて、3月、6月で計算書を出すっていう考え方についてはどうですか。

考え方や方針をより早く知りたいからってということなんですよ。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

御指摘の分は十分理解できるんですけど、どうしても工期とかに伴いまして、1月ぐらいに終わるような工事であれば、12月ということも考えられるんですけど、どうしても2月、3月ぐらいまでの工期が多いものですから、変更であったりとかを見込む必要がございますので、どうしてもこういった形になってしまっているのはあるかと思えます。

樋口伸一郎委員

結局、計算上で確定したものが出るので、ずれてしかるべきと思うんですよ。

年末に向かって工事が慌ただしくなってきたり、変更等はもちろんありますから、その方向性を考えて大体このぐらいの金額を出しておいて、変わる前提で確定額を出したほうが、きっちり説明もつくかなと。

それだけちょっと要望を。

機会があれば検討をしようかなと思ってもらうくらいでお願いいたします。

佐藤敦美スポーツ文化部長

補足でございます。

繰越明許費につきましては、先ほどから御説明いたしておりますように、なかなか見込みが立てられない工事もございます。

ただ、早く繰越分が確定するようなものもございまして、年度途中で繰越明許費を計上させていただく場合もございますので、昨年度につきましては、6月に繰越明許費をさせていただいたものもございまして、議員御指摘のように確定につきましては、できるだけその都度計上させていただきたいと考えております。

藤田昌隆委員長

答弁で、繰越明許費の計算書はこういう形だと聞いて、例えば陸上競技場管理棟改修工事とか執行状況が4つぐらいあるやん。

例えば、この分はもう工事が終わるとるけん、大体これぐらい繰越金額を出したりとか、

例えば上2つだったら大ホールがいくら、小ホールがいくら、下の4つは金額がいくら、この分は1,000万円ですよ、この分は1億円ですよとかいうやつは出されんわけ？

この計算書には載せられんわけ？

載せられんちゅうか、分割じゃだめみたいに言われたことあるんやけど、そこはどう？

じゃあ、これ金額分かる？

小川智裕スポーツ振興課長

国スポ・全障スポ施設改修事業について、内訳を御説明させていただきます。

まず、一番上の陸上競技場管理棟改修工事、9,150万円。

この下の監理業務、250万円。

諸室改修工事、6,600万円。

改修工事の管理のほうで300万円でございます。

藤田昌隆委員長

この計算書の中には載せられんのかな。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらのスポーツ文化部関係の委員会資料のほうには、載せることは可能かと考えております。

今後、載せる方向で検討させていただきます。

藤田昌隆委員長

年度末に終わりきらんから、繰越明許費として早めに出そうというのは分かるんやけど、大きなプロジェクトがあるならそのプロジェクトの事業内容ごとにある程度したほうが——説明のときも本当は言って欲しかったなという要望でございます。

永江ゆき委員

市民体育館の改修工事の中で、市民体育館の2階にトレーニングルームがあると思うんですけど、そこに敷いてあるじゅうたんがすごいぼこぼこになってたんですけど、その修理も入ってますか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

委員ご指摘のじゅうたんの分は、こちらでも把握をさせていただいております。

今回の改修工事の中には入ってないんですけど、改修工事とは別に早期に対応する準備をさせてもらっているところです。

飛松妙子委員

市民文化会館の改修事業が先ほど4月1日から9月27日とおっしゃいましたが、全ての改修工事が文化会館では今年度完了するっていうことになるんでしょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今後、小ホール側のホール及びトイレ改修工事が始まりまして、そちらが大体12月までかかる予定でございます。

令和4年度の予定はそういうふうになっております。

飛松妙子委員

文化会館の改修事業が今年度で終わるかという……。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今のところ、令和5年度までを予定しておりますが、内容によっては大規模改修以外でも毎年度工事が入るかもしれませんが、今現在、補助金が入った工事は令和5年度までという予定にしております。

飛松妙子委員

先ほど、資材高騰等の話が出てたんですが、その影響っていうのは出てますか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

現在、大ホールの改修工事をしておりますけれども、やはり部品等の購入の遅れ、それから単価が上がってきているという報告はございます。

それに伴い、契約の変更等も出てくるのではないかと考えられます。

飛松妙子委員

やむを得ない状況でもあると思いますので、資材高騰したがゆえに予算が足りないということがあれば、早めに計上をしていただければと思います。

もちろん税金ですので、いろんな面でそんなかかるのかみたいなことも言われるかもしれませんが、これはもう仕方ないことでもあると思っておりますので、報告のほうよろしくお願ひします。

中川原豊志委員

確認をさせていただきます。

3ページでいいと思うんですけど。

陸上競技場の改修事業が全体で4億5,000万円で、令和4年度が1億6,000万円見込んでいたけれども、実際1億8,500万円。令和5年度が、2億9,000万円が2億6,500万円。

で、令和5年度にする予定の工事が令和4年度にできるという考えでいいのか、その部分はどういう工事があるとか、何かあるのかな。

小川智裕スポーツ振興課長

今回の補正で2億5,000万円、令和5年度を減額して令和4年度のほうにさせていただいております。

理由といたしましては、国の補助金の内示額が増額になったことに伴います。

それに伴い、市といたしましても、工事を前倒しして進捗を図ると。

工程が早まるかについては、今後、工程を見直すところで考えていくべきかと思っております。

中川原豊志委員

要は、2,500万円分前倒しで工事ができるということなのかな。

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

田村弘子委員

先ほど、4ページの分の市民文化会館改修工事でトイレの改修をされているということだったんですけども、大ホールのほう、まだ全部が洋式化にはなっていない、和式のところが何か所かありますよね、あそこ1列でずらっと長くて、どこの部屋が空いてるのか分かりづらかったりするんですけども、分かりやすい——左右から入り口があって、分かるような工夫を何か考えていただいたりはできないでしょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

現在、大ホール側のトイレの改修工事を行っておりますけれども、どちらも和式トイレを撤去して、全部洋式トイレにする予定にしております。

現在、1階部分と地下の2階部分が全部女性のトイレ、その上に男性トイレがございましたが、半分に分けて、段差をつけて男性、女性と分けます。

女性も1階部分と地下の部分ということで分かりますので、距離的には見える範囲が短くなる——入ってすぐのところですね。

あと、扉が開いてるっていう状況が分かるような工夫は、今後も考えていくということにはなっております。

あとは扉の色を変えたりして、分かりやすくないだろうかというのは、業者と職員等で話しながら考えている状況でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

議案甲第19号に入りますが、その前に暫時休憩をいたします。

また、機能、利便性を高め、利用者の増加を図るための改修を行うものでございます。

改修内容につきましては、令和4年度から令和5年度までの2年間で、陸上競技場のトラックの舗装及びカーブの改修並びにフィールドの切下げ及び拡張工事を実施するものでございます。

工期につきましては、令和5年5月31日までを予定しております。

6ページに工事請負仮契約書、7ページに鳥栖市陸上競技場舗装計画平面図を添付させていただきます。

また本日、別途資料を配付させていただきます。

内容といたしましては、本工事に関する入札状況調書、特記仕様書、この特記仕様書の1ページめくっていただいた裏側の6、こちらに市内業者の活用ということで優先して選定するよう記載をしているところでございます。

あと、一番最後が陸上競技場の改修状況、こちらにつきましては、勉強会でも配付をさせていただいたものと同様のものとなっております。

こちらにつきましては、発注に際して参考にしたものに加えて、勉強会で御説明するに当たり確認が取れた競技場を記載したものでございます。

以上、追加で3点資料を配付させていただきます。

簡単ではございますけれども、御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

まず、副市長、御出席いただきましてありがとうございます。

早速ではございますけど、副市長にお尋ねを申し上げます。

鳥栖市入札参加者資格等審査委員会要綱というのがありまして、第1条に鳥栖市入札参加者資格等審査委員会、以下委員会と書いてあって、第2条はその組織、これは庁内委員会ということで、委員長は副市長。第3条に委員長は会を総理するとなっておりますが、これまでの経緯から、定例会開会前の議会全体勉強会では、様々な議員さんから質問がありましたけど、勉強会においては、専門性の観点から、地元発注については難しいという判断に至ったというニュアンスの御答弁を執行部から頂いとるわけなんですね。

さらに、一般質問での御答弁では、地元発注についても検討はなされたが、結果現在に至っているというニュアンスの御答弁があって、整合性に欠ける部分があるので疑問を持ってたわけです。

専門性を考えると、地元では無理じゃないかなというお答えから、まずそれを考えたけれども無理だったというお答えになっているので、そこについてちょっと聞きたいんですけど。

今両方の答えがある中、会派内でも議論をした上で、すごい難しい判断で、議論が長々と行われたんですけど、改めて確認したいことをまず2点問います。

座長すなわち副市長に聞きたいのが、ここにつけていただいた資料に指名入札の5者ありますが、まず地元が入っていない本当の理由をもう一回改めて聞きたいのと、分離分割発注ができなかった理由をいま一度副市長のほうからお答えいただけないかなと思ってんですが、いかがでしょうか。

林俊子副市長

御質問ありがとうございます。

まず、5者のうち地元が入っていない理由については、すいません、一般質問の部長答弁の繰り返しになるかと思えます。

御指摘のように、我々は、地元企業の受注機会の確保ということは常々念頭に置いていますので、それを前提として議論を始めるっていうのが全てのスタートラインだと思っています。

今回のものにつきましても、まずは地元発注を念頭にというのは、スタートにはございました。

そうしたら、契約方法を検討するに当たって、今回の改修工事の中身からいたしますと、全面的な改修で、近年、同様の改修を行った他の自治体の発注状況を確認して、その結果として、公認の認定が必要なことから、同種工事の実績を重視した発注を行ったところでございます。

そういった意味で、一体的な施工を、分離分割発注も意識をしないといけないということ、それについての検討を行いましたけれども、工事内容、また現場の施工性等を考えますと、全面的な改修なので、一体的な施工が必要と考えたというところでございます。

合わせて、先ほど委員会の御質問がありましたので、ちょっと遡りますが、委員会での業者選定についても答えられる範囲でお答えしたいと思います。

入札参加者資格等審査委員会、これ議事は非公開となっておりますので、答えられることが限られるんですが、まず委員会では、スポーツ振興課から工事内容の説明を受けました。

それから合わせて、地元発注ということを意識しつつも、この事業に関して確実な施工を見込みたいので、同種工事实績が多い事業者をとという考え方の説明もございましたので、それを合わせて審査を行い、その際、委員会の中でも、業者の選定基準や、JVはできないの

かとか、そういったやり取りはあったところでございます。

最終的には、同規模のほかの自治体と同様の業者選定を行うという指名競争入札とするのが適当だという判断に至ったものでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

地元等に関する協議も、分離分割発注についても、しっかり行ったということですが、出していただいた資料も、見たとおり最低制限価格で並んでおりますので、今回のこの議案審査の判断の結果によっては、開催関係者とか参加者、それから今後陸上競技場を使う方、それと地元工事に関しても、この金額以上で取るとはほぼ難しかったりするわけですよ。

最低制限価格ですから。

地元業者に、専門性とか云々を抜きにしたところを出して欲しかったというのが、うちの会派での議論だったんです。

ただ、影響力が大き過ぎるじゃないですか。

この判断の結果によっては、この値段で地元業者にしてもらわないかんけど専門性に関する担保を地元企業さんが持っているか、ここの担保もできてない、そして、下手したらこの金額で首を絞める可能性もゼロではないってことを考えたときに、もうこの金額で開札は終わってるという事実も踏まえて判断をしたいと思ってるんですけど、副市長にもう一個確認したいのは、今後この審査委員会は非公開ですから、内容によっては言えないこともあると思うんですね。

ただ、地元発注が難しいだろうという判断に至った際に、その段階で、議長を通してでもいいので、議会に速やかに御報告でもいただければよかったなっていうのがあるんですよ。

こういう地元発注に関する議論ってスタジアム改修でもあったわけですよ。

また今回も、同様の形で繰り返してるわけなんです。

ですから改めて、会務を総理する副市長からじきじきに今後の鳥栖市入札参加者資格等の審査委員会での協議の結果について、非公開で内容の言えない部分まで教えてくれとは言わないので、ある程度方針が見えてきた段階で随時、議会に対しても御説明をいただけるようにはっきりお約束していただきたいなと思っております。

今後毎回公共工事があるたびにこういう議論をするわけにもいかんでしょうから、この場で今後の地元発注に対する方針について、議会にはっきりお示しいただくようにお約束いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

林俊子副市長

その点につきましては、議事が非公開という以外に、この委員会で決定した事項を開札の

ときまで漏らすことができませんので、そうした方針をどのタイミングで議会の皆様方にお伝えするかということになりますと、我々も議論したんですが、やはり発注者側である主管課が工事の予算を計上するときに、あらかじめこれがどんな工事内容になるかということは想定をしておりますので、その時点で地元で――これまでの工種や等級を指定した形での、指名競争入札の可能性が高いのか低いのかということは、本来予算を計上するタイミングで、議会の皆様方に御説明ができるのではないかなと思います。

この委員会云々というより、主管課がどういう形で工事を発注したい、地元にももちろん発注したいけれど、こういう制約があるかもしれないというお示しできるその方向性を、予算を計上するタイミングで言える範囲で御説明を申し上げるべきかなと思っております。

樋口伸一郎委員

おっしゃるとおりだと思うんですね。これって法的に決まってるんですかね。

開札までそういう――さっき言われた部分っていうのは。

林俊子副市長

すみません、私も全ての法令に目を通したわけではないのですが、一般的に入札、契約の関係の適正化のための基本原則で言われてるのって大体4つぐらいあると思うんですけど、透明性を確保すること、公正な競争を担保すること、それから適正な施工の確保をすること、あと不正行為を徹底的に排除すること、ということになりますので、一旦委員会を経て、開札までの間っていうのも入札の手続が流れていきますので、その間におきましては、不当な要求に屈しないために言えることが本当に限られます。

その時点に行ってしまうと何も申し上げられない。

だから、開札するまで待ってくださいっていう言い方にしかなり得ませんので、本来その前に予算の計上をする中での考え方を工事内容だけではなく、その発注方法にもこれまでとちょっと違うものが入りそうだということをあらかじめ念頭に置きつつ、御説明をしていくことができばなと思ってます。

樋口伸一郎委員

しつこいんですけど、今副市長が言われたように、開札後じゃないと御提示できない部分っていうのがあると思います。

ですから今おっしゃったように、関連予算を議案上程する際に、想定される考え方、ケースでもいいです。

陸上競技場が出来るといことぐらいは漠然と分かると思うんで、その段階で想定する選択肢とかその時点での考え方とかでいいです。

今までそれはなされてないですから、今後はそこを約束いただけないかなっていうところ

をいま一度、はっきり副市長にお約束いただければと思います。

林俊子副市長

今回の改修工事は、客観的にどう判断するかということでその施工能力、等級とか、同種工事の実績を基に発注を行ったところでございますが、今後は予算の計上時などに工事発注の大まかな考え方について、従来我々が選択している工種や等級による指名競争入札ではちょっと難しそうだという場合に、その大まかな考え方を事前に説明を十分行うように、市内の各課にも指示をしていきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

確認ですけど。

副市長はおられない勉強会のときに、最初、専門業者やないとこれはできない、だからここに挙がってるような業者さんが名前を連ねているというふうに最初言われたと思うんですよ。それは否定されたんですよ。

小川智裕スポーツ振興課長

今まで2回勉強会をさせていただいております。1回目、2回目とも専門業者じゃないとできないとか、そういった御説明は行っていないところでございます。

発注についての考え方といたしまして、改修内容を御説明させていただいて、一旦更地にすることから、各種施工を行うことで一体的な部分があって分離分割が難しいという御説明と、今回の分につきましては、他事例を参考にさせていただいていると。

その内容といたしましては、公認があるから、他のところは実績を重視したというお話をいただいております。

その分を参考にさせていただいたという御説明をさせていただいております。

成富牧男委員

公認検定と専門業者というのは関係ないということではないんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

日本陸連の公認につきましては、専門業者いかににかかわらず、基準を満たせば公認は取れるものと認識いたしております。

成富牧男委員

だから、今言われたところも前提に、林副市長をトップとする委員会にはこれをお願いし

ますということをおっしゃったということですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

指名委員会のほうでスポーツ振興課が御説明させていただいた分は、同様の内容で御説明をさせていただいております。

成富牧男委員

この公認検定と、鳥栖市が検査する、この関係はどうなるんですか。

公認検定っていったら、ここに書いてあるごと、「定めるところにより、合格レベルの施行をすること」とか、業者が検定に立会い云々とか書いてあるじゃないですか。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

公認の検定につきましては、日本陸連の検定員という方がいらっしゃいます。

その方が、指定された日にお越しになって、約1日かけて基準に合っているかどうかというようなことを細かく審査をされて、公認をいただくという流れになります。

成富牧男委員

簡単に言うと、完了検査の中にそういう部分が組み込まれてるみたいな理解でいいと？

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

当然、陸上競技場が完成した時点では公認をクリアしているという前提で完了検査をしていただくということになるかと思います。

成富牧男委員

それで、御意見が勉強会でも色々出てましたし、委員会でも出てましたけど、これ結果的に言うと、地元発注も可やけど、さっき言われた工事内容からそちらのほうは選択しなかったと。

安全というか、確実に施工完了できるような方を選んだということですか。

簡単に分かりやすく言うと、最初この地元発注が頭にあったとねっていうことなんですけど、こういう工事やったらこっちでいこうかっていうのが先にあったわけやないと？

小川智裕スポーツ振興課長

今まで、国スポでの施設改修につきましては、体育館、市民球場、今回の陸上競技場をさせていただいております。今まで行ったものについては、工種及び等級、いわゆる指名競争入札ということで、地元発注を念頭に置いてさせていただいております。

この工事につきましても、まずは地元発注というのは念頭においたところで、検討をスタートさせていただいております。

その中で、他自治体の状況等を把握する中で、実績を重視という自治体が多数を占めておりましたので、工事の確実性という面から要件を設けさせていただいたところがございます。

成富牧男委員

逆じゃないわけね。

さっき言ったように、この工事はよういかんけん、専門業者に任しとったら安全ばいということがあって、勉強会とかで皆さんからの意見が色々出てきた中で、さっき言われたような——最初から地元発注を考えたけど、ちょっと難しいようだから……。

難しいじゃないよね、これね。

できんことはないということやろう？

その選択した理由をもうちょっと詳しく言ってください。

小川智裕スポーツ振興課長

陸上競技場の改修工事の発注内容を検討するに当たりまして、まず今までの工事と同様に地元発注というのは念頭に準備をさせていただいております。

近年改修工事を行った自治体の状況等の確認をさせていただいております。

回答内容といたしまして、日本陸連の認定が必要であるということから、他自治体においては陸上競技場の改修の同種工事の実績を重視して発注を行ったということで回答を得ております。

そういったところから、本市といたしましても同種工事の実績を重視した発注を考えたところでございます。

成富牧男委員

やっぱり、そこんところがちょっと飛んでるよね。

最初に公認の話を聞いて心配したのは、この公認を取るためっていうこと——もう、げすの勘ぐりをしたわけ、専門業者じゃないといかんっていうところ、財団法人かな。

いくら何でもそういうことじゃないだろうし、最後に聞くけど、さっき副市長も言われたけど、いわゆる指名委員会に上げるときには内部での決裁文書か何かちゃんと存在してるわけ。

今口頭で言われたような、選定委員会に上げるに当たりまして、こういうことで上げたいと思うがよろしいかと、何かそういう決裁取っとると。

小川智裕スポーツ振興課長

内部で協議は行った上で、委員会のほうには臨んでおりますが、その事前として方向性を確定した決裁というのは取っていない状況でございます。

成富牧男委員

いや違う、内部でそういう協議したわけやろう。

そこら辺のことを文書にまとめて、こういうスタンスで、指名競争の業者選定委員会に上

げてよろしいかっていうのはしなかったということね、そういう文章はない？

小川智裕スポーツ振興課長

決裁文書として、そのようなものは取ってない状況でございます。

成富牧男委員

さっき樋口委員が言われた事前のっていう意味で見ますと、そういうのはやっぱり大事なことです。課なり部の意思決定の過程は文書として残すべきじゃないですか。

小川智裕スポーツ振興課長

御意見を踏まえまして、今後検討させていただきたいと思います。

成富牧男委員

検討すべきことか、そがんと検討せないかんと。

林俊子副市長

御指摘ありがとうございます。

どういう仕事の進め方をするのか、どういう形で庁内の意思決定をするのかっていう形でいきますと、今回の指名競争入札などにつきましては、委員会があり、予算を上げていく際には、例えば政策調整会議みたいな形で庁内のそれぞれの会議があります。

その手前で、各部や課でどういう形での意思決定が——まずそれが、議論の意思形成過程の中で絶対必要なだったら、もちろん必要なんでしょうけれど、お言葉ですが、それが必ずしも要るかって言われると、それは仕事をしていく中で変わっていくべきものなのかなと思います。

ただ、今回の御指摘を踏まえて、どういう形で議論が形成されていったかっていうことに関してどんな残し方をするのかというのは、引き続き検討したいと思っております。

成富牧男委員

それでは、どういう意思決定の過程があったのかというのは文書で残して。

さっき副市長が、予算の段階でそういうやつはちゃんとお示したほうがいいんじゃないかっていう旨を、若干ずれとるかもしれんけど、言われたんですよ。

だから、私たちもこれはこういう形でやってって継承できるように、そんときに公開とかならんかもしれません。

だけど、そのときは非公開であっても後から公開文書になる可能性あるわけですから、やっぱりそれは検討って言ったけん前向きに検討してください。

それだけですけど、ちょっと答えをお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

御指摘の件につきましては、前向きに検討させていただきます。

中川原豊志委員

確認なんですけど、指名委員会において、今担当課のほうから地元業者も念頭に検討した結果専門性を重視して工事を全面的にやるから、分離分割じゃなくて一括してということで、担当課から指名委員会のほうに申出があったんじゃないかなという予想がするんですけど。

そのときに、担当課から来た分を、そうですね分かりました、という指名委員会じゃないと思うんですね。やはり、指名審査委員会で改めて、これは地元発注はできないのかとか、JVではできないのかとか、もしくは分離発注できないのか、そういう確認はされたのかなって、そこはどうなんですか。

林俊子副市長

先ほど樋口議員に申し上げた際に、この審査委員会の詳細は答えできかねますが、概要を説明しますという中で、実際、業者の選定基準やJVについてのやり取りなどはございました。

これ以上詳細には申し上げられませんけれども、今の御指摘みたいなやり取りがあったというふうに御理解いただければと思います。

中川原豊志委員

担当課から打診があって、一つ一つ地元発注ができないのかっていうのと、分離発注ができないのかっていうのを含めてしっかり検討していただいたものと思うんですけども、近隣自治体の実績とかの話の中で、一番最後に資料を出していただいておりますが、SAGAサンライズパーク陸上競技場、これ齊藤議員の一般質問等でもあっておりましたけれども、専門業者じゃない共同企業体で、それも分割して全部で6工区ぐらい分かれてたのかな。

世界記録でも公認できるという1種の公認を取るということで完成したと紹介されるテレビが昨日あっておりました。

立派な競技場が出来てます。

これも6工区ぐらい分かれての分離発注。

それぞれの業者が、きちんとそこを担当して全体的にまとめ上げたと。

だから、そういうのを踏まえれば、分離発注でもできたんじゃないかなと思うんですよね。

ここの資料にも、サンライズパーク陸上競技場というのが上がっておりますが、一般質問の中では、ここは参考にしませんでしたという、何で参考にしなかったのかというのが一番思うところなんですけど、参考にできなかった理由かなんかあるわけですか。

林俊子副市長

今御紹介いただいた県の陸上競技場、いわゆるSAGAスタと言われるところです。

SAGAスタが分割発注しているということに関しましては承知をしておりますが、規模

等が全く違うので、参考にできないんじゃないのかと考えたところでもございました。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩入ります。

午前11時13分休憩



午前11時25分開会

藤田昌隆委員長

再開します。発言を許します。

永江ゆき委員

いろいろ分からないことがあるのでお聞きします。

例えば、こんな事業を考えてますけど、地元の業者さんできませんかっていう相談とかは全然ないんですか。

それともう一つが、この入札金額は全て同じ数字が並んでるんですけど、これって本当にこんな感じでぴしゃっと合うんですかね。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

確かに委員がおっしゃるように、今回の工事であれば、事前に地元の業者さんにできるんですかとかいうことは私たちも当然、思うときがあるんですけど、一般的に、今後こういう工事があるというのが、どこか特定の業者さんだけに情報が漏れてしまうと、さっきの入札の絡みとかも出てきます。

なので、基本的な考え方として、事前に市内の業者さんにできるんですか、できないんですかとお尋ねすることはできないと考えております。

永江ゆき委員

こちらは、地元を使おうと思ってたけど、こうなりましたっていくら説明しても思ってただけじゃ通用しないと思うんですよね。

やっぱり何らかの形で動かないと、できないのかもしれないけど、そこがない限りこっちには伝わってこないっていうか、納得できないっていうか、そんな感じで思いますけど、いかがでしょうか。

林俊子副市長

この委員会の所管から外れてしまうかもしれません。

入札契約手続なので、総務常任委員会のほうになるかと思imasので、私も知識としてそこまで完璧じゃないんですけれども、いわゆるその入札契約の手続に関しては、不当な不正行為の排除、談合とかそういったことを徹底的に排除しなきゃいけないというのが原則にございます。

また、その手続面でも透明性、公正な競争を確保しないといけないっていう形ですので、永江議員がおっしゃりたい趣旨も分かるんですが、それが不正な競争につながらないようにしなきゃいけないっていう意味で、どこかで線を引かないといけないということだろうと思imas。

それは、今担当の者が申し上げたことで御理解いただきたいと思imas。

中川原豊志委員

確認なんですけど、今回の入札に当たって、5者指名されまして4者が最低制限価格で札を入れられて、最終的には抽選で長谷川体育施設になったと出てるんですが、4者とも最低制限でこられたっていうのを、担当課または副市長でもいいですが、どういうふうに思われてるのかな。

要は、最低制限でこの工事はできるんだと。

だから、どこでも取りに行きたかったけん最低で入れたという判断なのか。

それと、東亜道路さんが辞退をされてますが、辞退をされた理由を御存じであれば教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

最低制限価格で4者入札されております。

こちらにつきましては、各者こちらの施工を自らが主体ということで積極的に考えられた結果かと思っております。

契約の担当課も勉強会るとき申しておりましたけれども、この内訳についてはそれぞれ当然ながら違いが上がってきているという事はありますので、各者検討の上、施工したいということでこの金額を入札されたものと考えております。

あと、東亜道路工業が辞退されてある理由については、把握してないところでございます。

中川原豊志委員長

例えば、どこでもしたいけん、最低で入れたという情報が東亜道路さんのほうに入って、うちは最低ではしきらんばい、どこでん最低ならうちはやめておこう。

万が一抽選で当たっても、うちはしきらん。

要は、そういう談合的なところは全くないと言えるのかな。

して選定するよう努めるっていうところで、「努める」ってのがすごく難しいなと思ってまして、なぜかといったら、最低価格で地元業者に出したときに、この金額しか出せないけどどうですかって地元業者に出したら、その金額では無理です、だからもう地元業者使えませんでしたってなるのではないかなという危惧もあってですね。

だったら、最低じゃなくて、予定価格の範囲内で、きちっと地元業者が入るような仕組みといますか、何かそういうことができなかつたのかなって。

さっき委員長が言われました、地元業者を使うためには、参加業者の方々に前もってあったりとかするとよかつたのかなという気もしないではないんですが、その辺りのことを教えていただけますか。

小川智裕スポーツ振興課長

今回一括の発注をさせていただいております。

それ以外でいきますと、分離分割の発注とかJVを組むとかそういう発注も方法としてはあったかと思いますが、今回につきましては、今まで御説明させていただいたように、他自治体の状況とか、うちの施工の状況とか、現場の施工性とかを考えて、一括で実績がある業者にというところで判断をさせていただいたところでございます。

あと、地元の発注の部分になりますけれども、そこにつきましては、現段階でどのような形でできるかというのは、まだ仮契約の状況でございますので、最終的に議決をいただいてから本契約に移りますので、その中でこの特記事項に記載しております市内業者の活用の面とか、そのところは働きかけをしてみたいと思いますので、現段階では何とも申し上げにくいところではございます。

飛松妙子委員

ということは、一括にしたからできなかつたんであって、もし分離発注だとしたら地元業者に依頼することもできたと捉えてもいいのかなと今思いました。

もう一点は、今から地元業者の活用ということでしたけど、この「努める」っていうところが本当に難しいところかなっていうのがあって、そこをもうちょっと強めに、市内業者の選定をしていただけるようなニュアンスに変えていただければ、もしかしたら最低価格というものが、もうちょっと金額上げないと地元業者を使えないよなとかいうところに反映されるのかなって思ったもんですから、とにかく地元業者を使っただけするようにしていただければと思います。お願いいたします。

藤田昌隆委員長

休憩します。

概要ぐらいは言っとったじゃないですか、非公開に触れない範囲では伝えてたっていうのを残す機会を、ぜひ責任を持たせる意味でも、しっかり行っていただきたいと思ってるんですよ。

それを全部踏まえて、最後のお尋ねとかお願いなんですけど、今後の公共工事発注、契約の在り方についてさっき副市長も言われましたけど、委員会の所管外に当たるかもしれませんが、せっかく副市長もお見えですので、あえてお伝えさせていただきたいと思うんですけど。

議会に対しての庁内全体の考え方を、ぜひ僕が今前段で言ったような形にさせていただきたいとか、この文教厚生常任委員会からそういう要望があったと、ぜひしていただきたいと思うんですけど。

最後に副市長の考え方をお願いできればと思いますがどうでしょう。

林俊子副市長

今回確かに、もう契約議案として出ておりますので、この時点で前のことを掘り下げることしかできない御指摘、おっしゃるとおりだと思います。

よりきちんと建設的な議論をしていただくには、やはり今後は予算計上のタイミングなどで、工事発注の大まかな考え方を、特に従来と異なるやり方が想定される場合には、きちんと御説明をして意見交換をさせていただいてやっていくように庁内でもちゃんと共有して指示をしていきたいと思っています。

樋口伸一郎委員

これは質問じゃないです。

今までとケースが変わる場合に限らず、今までと同じような場合でもそういう意見交換とかお伝えできる場っていうのはぜひ御検討いただければと思います。

最後に意見ですけど、こうやってこの委員会ですっきり議論をしたことを、できれば委員会として何かの形で残したいと個人的に思ってるんですけど、せめて本会議の中の委員長報告では、こういった議論の過程をできるだけ細かく皆さんにお示ししていただければと委員長に要望、打診をさせていただいて終わります。

藤田昌隆委員長

今、樋口委員からありました、できるだけ細かく、それこそ可能な範囲で。

地元をまず頭から外すんじゃないくて、一番最初に地元ありきで考えて欲しいと。

理由としては、県からの仕事も少ない、コロナ禍で非常に苦しんでいる、仕事が少ないという中で国のお金を使ってするわけですから、当然、地元というのが私はあるべきだと思ってますんで、これから先のいろんな公共事業に関しては、まずは地元というのを考えてほし

いというのをぜひ私は入れたいと思っています。

成富牧男委員

さっき、そうになったらちょっと上がりますよって言われたように、少々上がってもいいやないってことだよ。

どっちみち地元に戻元してくるわけですからね。

藤田昌隆委員長

営業所もない、従業員も誰もいない、やったら一銭も返ってきませんよ。

全部本社に持って帰るだけやけん。

せめて鳥栖に営業所があるなら従業員のこんだけなと少し返ってくるけど、ほか何も返ってこんちゃけん。

専門性とかいろいろそれは理解できます。

そういう中で、考え方の順番をきちんとしてほしいということです。

これで、副市長には、大変お疲れさんでございました。

本当、すいません、ありがとうございました。

〔副市長退席〕

oo

報告（スポーツ振興課）

サガン鳥栖鳥栖U-15練習場整備について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案外でございますが、執行部からの報告をお受けしたいと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

4月に御説明させていただきました、サガン鳥栖U-15練習場整備につきまして、現在の状況を御報告させていただきます。

4月に行わせていただきました勉強会の際には、佐賀県におきまして、6月県議会へ設計に関する費用の計上に向け検討を進められている旨、御説明をさせていただいておりました。

しかしながら、佐賀県におきまして、整備内容と他チームの練習環境整備の視察を行うなど現在まだ調査中となっているところでございます。

6月県議会ではなく、9月県議会への予算計上で進められているということで把握をした

ところでございます。

引き続き、県とは適宜情報共有を図り、当委員会の情報の共有も必要に応じ随時させていただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、御報告を終わらせていただきます。

中川原豊志委員

6月やなくて9月の県議会に予算計上ということは、要は鳥栖市があそこの公園の一部を、どういう話をしてるか知らんばってん、貸すという形でもう話は進めているということではなかったですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

まだ協議段階でございます。

最終的な面積も、今まだ他チームの状況を確認しているところでございます。

御説明させていただいたように、フルサイズにはサイズが足りない。

その部分を貸すのか、どういうふうな形であるかというのは、まだ検討中ではございますが、県といたしましては、フルサイズで、自分のところでは土地が足りないので都市公園の用地を練習会場にできないかということで今協議を進めさせていただいてるところでございます。

中川原豊志委員

ただ、9月に予算計上するというので、向こうが予算計上したら必ずそうしますってなってしまうけんが、その前にきちんとどういうふうにするのかという話はせないかんと思っばってん。

鳥栖市としては、利用してもいいですよという答弁だけはしてるということ？

じゃないと県も上げられないだろうから。

小川智裕スポーツ振興課長

今現在では、協議を進めるということで検討はさせていただいております。

9月に県が計上する前までには、どういう形であるというのは整理をさせていただくように、協議を前へ進めている状況でございます。

中川原豊志委員

県が9月に予算計上してから、我々に報告じゃもう遅いと思いますんで、協議の状況については、適時委員会のほうに御提示いただければ、場合によっては、臨時委員会でも開いて協議するぐらいあってもいいかなと思いますんで、その辺はお願いします。

藤田昌隆委員長

県議会の9月議会っていえば、8月頭とか7月半ば過ぎには予算計上の準備をするわけで

すよ。

もう、1か月、2か月ぐらいで9月議会だったりしますよね。

返事をやりますと言ったら、当然、県主導でずっとされるけど、何遍も言いますけど、鳥栖市にとっては、県が所有してる土地プラス鳥栖市が持つてる土地で今後サッカー場をまた造るわけでしょう。

鳥栖市が持つてる分はどうするのかとか、県工事に関してまた出てくるわけですよ。

県が持つてるグラウンドも鳥栖市が主導でいろんな建設とかそういうのを動いていいですかとか鳥栖市の事業者をきちんと使ってもらえますかという話をせんと、県は総合評価っていうことをすぐ出してくる。

総合評価ということは、同じ県内であるけど今度は佐賀市内の大きいところを使う。

ひょっとしたら、またスポーツ専門の業者を使ってち言うかもしれない。

その辺が、今回の問題がいろんなところに波及するといったことありますよね。直近で、次のこの問題があるんで、その辺もきちんと話した上で議会のほうにも。

また勝手に決めてっていうふうになるよ。

だから、建設する場合にはどうするか、市の分と県合わせて全部一括で鳥栖の業者にさせるのか。東部地区の土木事務所管内にさせるのかとか、その辺も考えてくださいということですよ。

ただ分かりました、県が言うならしまししょう……、それと、交換条件。前からも言ってる、所管事務調査してる競馬場横の土地の問題もあるし。

だから、今度のやつを利用していろんな方法で鳥栖市にとって大きくプラスになるようなことにもっていかないかんし、9月議会というんやったら、もう時間もない。

ゆたっとしとる暇ないということです。

成富牧男委員

今協議中と言われたんでその内容ね、項目でもよかわけ。

こういう課題があって、まだ下りて来てないとか、そういうところ。

それと、もうそれ言うたでしようがって、逆に怒られるかもしれんけど、鳥栖市は今どういうスタンスで協議してるのかそこんところ。

小川智裕スポーツ振興課長

協議の内容につきまして、大まかに御説明させていただきますと、勉強会で頂いた御意見も踏まえて、市民公園内になりますので、あちらにおいても、今抱えている諸問題がございます。

うちも正直グラウンドが足りないという至上命題がありますんで、その辺もひっくるめた

ところで課題を整理して、それを今、県と共有をして、今回の整備に伴って少しでもそれが回収するような形になるよう、協議を行わせていただいております。

具体的に言えば、アンダーの練習会場ではありますけれども、それ以外のときにどれぐらい開放をするのかとか、まだ協議中ではございますが、こういった形で進めたほうがいいのかというのは協議をさせていただいている状況でございます。

成富牧男委員

となると、さっき委員長が言われたように、こまめに情報も出してもらって。

大変でしょうけど、また後からってならんごと、よろしく。

樋口伸一郎委員

すいません、一点だけ。

先ほどから何度も出てますけど、情報共有の部分であったり、県との進捗状況の共有の部分なんですけど、9月定例会という言葉も出てきたんですけど、定例会は市長が招集権持つてんでなかなか動けないでしょうけど、今定例会が終わってからも閉会中の審査権を持つてますし、委員長が招集権持つて所管事務の調査とかできるじゃないですか。

ですからその分は、どういうやり取りをしているのかっていうのを臨時会まで、市長まで投げんでも委員長に御相談頂ければ、可能な状況になってるんで。

部長のほうからも、進捗があれば事細かく御説明をいただきたい。

それに関して、こういうやり方もありますんでっていうことを伝えてるんで、部長のお考えを最後に委員長にお示してください。

佐藤敦美スポーツ文化部長

いろいろと御意見ありがとうございます。

先ほど課長のほうが申しましたように、今、協議の途中ではございますが、協議経過も含めて、委員会のほうに御説明あるいは御報告させていただく場合が今後出てくると思いますので、できるだけ経過の時点での御報告をさせていただくように努めていきたいと思っております。

皆さんの御指摘、御意見を頂ければと思っております。

藤田昌隆委員長

一番知りたいのは、協議のテーマ。

U-15のグラウンドを誰が使うとかも大切なことやけど、その前にこれだけの大きな問題が発生しとるけん、きちんと段取りを踏んでいろんなことを考えてほしいし、県と協議をするんやったら、どういう協議をするのか、それぐらいはきちんと教えてください。

そうせんと、さっき樋口議員が言ったように、結果が出た後、県議会で承認になりましたからって言われても、今度は県とけんかせないかんていうことですよ。

佐藤敦美スポーツ文化部長

今回のU-15の練習会場に提供する予定というか、それで進めています土地については、先ほども御説明しましたように、都市公園の中に位置する部分でございますので、内容によっては都市計画課のほうで進めている案件もございます。

そういったところで、もしいろんな途中経過なりを委員会のほうに御報告をする際には、都市計画課のほうとも同じようなタイミングで御説明を——建設経済常任委員会になるかと思っておりますので、同じような形で御説明、御報告をさせていただきたいと考えております。

そこについてもタイミングを連携しながら進めてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

都市計画公園ですからね。

だから都市計画とかが絡んで——どっちかという、向こうが主体やもんな。

だから、その話はした。

その代わり、サッカーとかスポーツ関係だから、連携取ってやってくださいっていう。

さっき言った、所管は向こうだからとか、うちは関係ないとか答弁の中でそういうのがでないように。

これに関してはもう都市計画課にも話したし、そういうことで、ぜひ、いろんな報告、連絡、解決、ハウレンカイですよ。

ハウレンソウじゃなくて、ハウレンソウカイですよ、本当は。

そういうことです。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

20日は現地視察の予定となっております。

午前10時出発となっておりますので、委員の皆さんの御参集をよろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後0時15分散会

令和4年6月20日（月）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長 八尋茂子

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰信

学校給食課長 犬丸章宏

学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長 立石光顕

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

日米クック（曾根崎町）

鳥栖小学校なかよし会建設予定地（元町）

自由討議

議案審査

議案乙第17号 令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第19号 令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第19号 工事請負契約の締結について

〔総括・採決〕

文教厚生常任委員会の委員派遣について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時40分

現地視察

日米クック（曾根崎町）

鳥栖小学校なかよし会建設予定地（元町）

至 午前11時30分

oo

午前11時44分開会

藤田昌隆委員長

本日の文教厚生常任委員会を開会いたします。

oo

自由討議

藤田昌隆委員長

ただいまより自由討議を行います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

今回提案されている議案甲第19号の陸上競技場の契約に関して、委員間で再度確認をしていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

異議なしということで、陸上競技場については、勉強会それから昨日は副市長まで入れてしてもらいましたけど、それについておかしな点とかまだ自分の中で解決できていないとこ

ろがあったら、そういうのを出し合ってもらえば結構です。

本日、委員会で採決して、22日本会議場でまた再度賛否を皆さん方にお伺いしますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。

何か発言ある方は。

中川原豊志委員

委員会審査の折にも、ちょっと話をしたんですけれども、今回陸上競技場の入札に当たり、専門業者を優先することによって、地元業者が入れないという形で入札がされております。

また、他自治体の事例等も参考にしたということでございましたけれども、一番身近な、佐賀の陸上競技場については参考にされなかったと。

あそこは分割発注で地元業者が受注をされております。

先日、立派な陸上競技場が完成してテレビにも紹介をされたところでございました。

理由としては、規模が大きい、または時間がなかったから分割発注になったんだというお話もあったんですが、そこができるのであれば、鳥栖もそういうふうにできたんじゃないかなと思うんで、執行部、また副市長の説明には矛盾があるんじゃないかなという気がいたします。

何でもっと佐賀を勉強して、そういうふうにしなかったのかなというところがあるんで、もう入札終わって、開札終わって、議決するだけになってますんで、ここで否決するといろんな問題もあろうかとは思いますが、地元業者を優先するべきだということをしっかり言うべきじゃないかなと思っております。

まとまりませんが、そういう意見です。

成富牧男委員

今言われたとおりですけど、何か理由が後付け後付けになつとるような感じがするわけよね。

だけん、仰せのとおりです、議会の指摘のとおりです、もうこれからはしませんって。

簡単に言うと、そういうことはしませんって言えばいいのに、理由を後付け後付けして、いや、だからこうしたいな感じで言うから、どうもすっきりせんところがあるわけですよ。

私は、最終的に委員長がまとめた、まずは分離発注そして地元が発注するに当たってそれができないかどうかをまずは徹底して協議すると。

その上で、例えば、いや、こげんしたら事業費が上がるよとか、そこは彼らが言うような統一してせんとかそういうのももちろん協議して、まずはそれをしっかり地元発注できないかということを一先懸命研究すると。それをイの一番にやるのが大事だと思います。

樋口伸一郎委員

副委員長が、意見を委員会からおっしゃられたんですけど、それを今回であればどういう形にできるかというところが……、ここ協議なんでしょうけど、どのような形に持っていけばいい——何か手法があるのかなあと思っています。

例えば、本会議場で委員長報告等がなされるというのは一つですけど、そのほかにも委員会として残す形というのが何かあるのであれば、ぜひそういう布石を残す意味でもと思うんですけど、無ければもうそれしかないじゃないですか。

何か残すってなったら、議事録を残すのと委員長報告で残すぐらいのレベルになるのかなと思うんですよね。

そこが、さっき言われた委員会としての意見の残し方があればと思うんですけど。

そういう形が残るのであれば、ぜひ今後のことも含めて、残したいからという観点でお伺いしています。

藤田昌隆委員長

自分としては、賛成、反対の3票、もしくは決議をするにしても、正直言って決議をしたから次回からその効果があるか言うたら、恐らくないと思う。

今までの流れからいったらね。

決議をしたら、自分たちに対してはプレッシャーになる。

ところが相手側にとってはどうかと。

委員会は自分たちが決議したっちゃろうもんでね。

何でこれを言うかという、今までずっと地元を考えてくれということできたんやけど、SAGA国スポが5、6年前から決まって、他の市町とかどういう改修をやるんですかとか、新築はできないからどういう補助メニューがあるんですかって、早く調べていろんな対策をしてくれと今まで言ってきたわけなんですよ。

その中で、正式な会議じゃなかったですけど、契約検査課とかと話して、情報不足でした、時間が足りなかった、だからこういうふうになったという言葉に近いニュアンスの声もあつたんですよ。

だから、入札というか指名をする前に、その指名推薦委員会で地元のことをぜひ話してくれと。

国からもらった、地元のために一番使わないかん金が、何で東京に本社があるところに仕事をさせて、鳥栖に事業所があるわけでもない、佐賀県に事業所があるわけでもない、何もない。

要するに、地元にとって利益貢献度はゼロですよ。

その中で、何でそこで考えんやったかと。

佐賀県の中でスポーツ専門のところ、頭があるところとかないところがあるかと聞いたら、全部スポーツ専門ですという答えがあったんですよ。

特殊分野ということを強調されたから、そうしたらしょうがないと。

ところが、さっき副委員長からありましたように、一番の手本は国スポなんですよ。

佐賀のアリーナですよ。

アリーナを見たら、地元が頭を取って、それで一次下請にスポーツ専門が取って、それでもきちんと公認が取れる。

公認が取れんから地元を外したという言い方したけど、嘘やろうもんち。

一番手前に良い見本があるのに何でそれを黙って——最初聞いたときに、アリーナの話はこれっぽっちも出らんやった。後から聞いたら、参考にしてないから言わなかったって一般質問の答弁であったでしょう、佐藤部長から。

参考にしてないって、頭から除外してるんやったら、それは言えませんよ。

そういうことで、せめて鳥栖に営業所があるとか、それやったらと思うけど、それもない。

鹿児島、宮崎、沖縄、福岡にしか支店なり営業所がない。

じゃあ、鳥栖市にどうやって金が落ちるんですか。

それともう一つは、金曜日にあった副委員長の質問の中で、もしこれが再入札となったら、ケツが間に合いますかと言っても、本当に間に合わんやったら、一緒になってすいませんちどうしても間に合いませんち、これは鳥栖市だけの問題じゃなくて、それこそ国スポですからと言うかなと思ったら、間に合うかどうか分かりませんのその辺が全く返答もない。

本当に間に合わせたいと思ったら、絶対言うはずなんですよ。

それこそ副市長に頭下げてでもね。

副市長とか担当の部長が、間に合いませんからぜひ承認をお願いしますって言うかと思ったら、何か全然わけが分からん。

間に合うじゃれ、間に合わんじゃれ。

私は、あのときはちょっと意味が分からんなど。

あんたたちはどうでもいいんかいというぐらいの答弁。

さっき言った、分割発注をせんと間に合わんからとかいう、それこそ分割発注で間に合わんからと言うなら、あそこの陸上競技場は一括でせんと間に合わんて、スケジュールのいろんな調整ができません。

副市長と小川課長が言った話と真逆やん。

片一方は、頭を専門が取らんとスケジュールが間に合わんと言う。

ところが副市長は、分割にせんと間に合わんと言う。

そういうような答弁だったでしょう。おかしいよね。

間に合う間に合わんもはっきり言わん。

アリーナは頭から無かった、いろんな勉強会でも地元という部分が頭に無かった。

これが今回初めてじゃないんですよ。ずっときてる。

だから、もういくら何でもいけんって、私はそういう気持ちでこないだも副市長にもおかしかりうと言いたかったけど、立場上言えんかったからあれですけど、これ自由討議ですから、ちょっと自由に言わせてもらいました。私の気持ちはそういうことです。

成富牧男委員

どれぐらい言及できるか、例えば委員長が本会議で言えるかっていうのがあるけど、契約のやり方というか、よそは地元発注がでкин場合は、何か理由を書くところがあるって。

契約のそこら辺全体も併せて検討してもらおうニュアンスを。

藤田昌隆委員長

提案ですけど、入札に関して、例えば地元を入れない場合は、はっきりきちんと理由を書く、まずは地元を考えた上でそれでもどうしてもできない場合はできない理由を、契約っていうか議会にもそうやけど、こういう理由で地元は入れませんと。

専門性とか——すぐ専門性でごまかすんやけど、そういうのをきちんと出してくれと。

今から、地元が見積りをしてどれぐらいで——普通、1か月ぐらいですかね。

1か月も待てんとか、本当にせっぱ詰まるとんやったら、もう絶対間に合いませんからと言うはずなんですけど、まだ余裕があるのかなという感じを受けたんで。

この問題が出てきたのは、アリーナをやってる受けたところ、松尾とどこやったかな。

もう一つ地元のあれが受けて、松尾が自分たちでアリーナをやったから、鳥栖も全く同じ、陸上競技場の全天候型をするからということまでぜひ参加したいと。

聞きに来たら、どうも違うということであったんで、ということは各地元もこういう事業はあるかなっちゅうことで、ある程度の準備はしとらんかなと思ってたんやけど、どうかな、1か月か2か月、それで、否決っちゅうか絶対間に合わんならあれやけど、そこまでの緊迫感も感じられんやっだし、私はそういう風に思ったんやけどどれぐらいかかるとかなと。

樋口伸一郎委員

今の、設計にかかる期間の予測とかは分かるんですけど、最終的に大体の予測がついたところで、落としどころはどこになるんですか。

藤田昌隆委員長

落としどころは皆さんの採決次第ですよ。

誘導しよるわけじゃないとやけん。自分はこう思うというのを言ってるだけで。

樋口伸一郎委員

そうしたら、重ねてなんですけど、今回のケースで必要な意見、伝えておくべき要望といましようか、そういう話は絶対しとかないかんと思いますし、やっぱりそれに加えて議会に対する早めの説明というところは絶対入れてほしいと思うんですよ。

要は、時間がなくなってこうしよるけんが。

藤田昌隆委員長

今回のあれがどう変わろうと、文化会館も前のスタジアムもいろんなところが今まであったんやけど、入札に関しての報告——こういう形でしますとか今まで一回も無かったんです。

今回はたまたま先に外から漏れて、議会の議決を取らないかんというのがあったけど、本当はさらっと流れとったかもしれん。

前のスタジアムするときも専門性と言われたけど、結局周りがやかましく言ったおかげで、専門性じゃないところを全部地元させろとなったけど、全部聞かないかんごとなる。

もうそれこそ、何億円以上の仕事とか、本当は何千万円でもね、目の前に何千万円って私 がもらってよ、何かせないかんなら報告するよね。

中川原豊志委員

副市長のほうからも、その件については予算計上時に入札なり施工の在り方についても説明するようにということで上がったんで、そこはきちんと今後やっていただくということの約束を取っていただければなど。

藤田昌隆委員長

嘘つくけんいけんかったっちゃん、ばれんならいいぐらいでさ。

今までずっとそういう流れで来たけん。

自分たちも、そういうチェック機能を果たしてなかったから、悪い面もあります。

しつこく聞いて、入札に入り込んだら新聞沙汰になるとか——今朝どっかでありましたけど、こっちは地元を考えてください、こんだけ県の仕事も無い、公共事業が少ない中で——ということだから、別にこの意見を大きな声で言っても何の問題もないし、当然のことと思うんやけど、今後課題を残す、逆に言えばこれを機にきちんとやってもらういい機会でもある。

中川原豊志委員

まとめて、委員長から総括でお願いします。

藤田昌隆委員長

じゃあ総括——何か感情的なやつを樋口議員どうぞ。

樋口伸一郎委員

総括の中で許されるなら、私からも意見をさせていただければなと思ってます。

さっき最終的にこの委員会でまとめ上げたことをせめて総括の中で部長にもしつかり伝えた上で、むしろ横断的にこっから広めてもらったほうがいいという要望です。

ですから、その辺りは委員長が代表してバチーンとお伝えいただければと思うんですけど。

藤田昌隆委員長

日頃、市民の方からいろんな要望がある。

それに少しでも応えたい、そのためにはお金が要る。

そのためにはどういう形であれば、鳥栖市に人を集めるとか、補助金をうまく使うとか、そういう中で、やっぱり鳥栖市にある企業が税金を払うことによって、大きな利益になるわけですよ。

そこを全く考えんままにしたら、例えば、専門性という言葉に隠れて、一つの大きなところに任せておけば何もせんでいい、責任は全部向こうが取るという考えであったら、絶対鳥栖は発展せんし、地元が発展して力をつけんことには、財政、それから人も集まらん。

マイナス要因ばかりなんですよね。

その辺をぜひ考えてやってほしい。

だって、あんたたち市の職員でしょう、鳥栖市のために頑張りますって入ってきたんやろうもんっち。

肝心な鳥栖市民を忘れてどうするとかいと思います。

飛松議員発言を求めます。

飛松妙子委員

副市長からお話を伺う中で、いろんな指摘事項は出てきたと思います。

その中で、やっぱり地元業者を入れるためにはどうしたらいいかというところだと思うんですね。

今回の予算が、3億70万円。

それぐらいの予定だったのが、2億700万円が入札されたということを考えると、その開きが1億円あるわけなので、地元業者を優先する中で、この1億円が減ったからよかったって捉えるのか、成長させるために1億円予算が計上できるようなことを執行部には考えていただかないといけないのかなというふうには思いました。

なので、ただ単に安いからいいじゃなくて、地元業者を成長させるための工事発注っていうところを念頭に市としては考えていただきたいところですね。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後0時11分休憩

oo

午後0時37分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

自由討議の中で、皆さん方のいろんな意見を聞きましたけど、執行部に対してこういうことをお願いしたいという要望とかありましたら、総括の際に、きちんと執行部のほうに発言をいただくようよろしくお願いします。

以上で自由討議を終了いたします。

休憩します。

午後0時37分休憩

oo

午後1時30分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから文教厚生常任委員会を再開いたします。

午前中の視察に関しましては、大変忙しい中、御対応ありがとうございました。

おかげさまで、現地を見るっていうのは非常に大切なことと痛感をいたしました。

oo

総括

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

それでは総括として、意見を申し上げさせていただきたいと思います。

今回、議案甲第19号工事請負契約の締結について、ということで審査があったんですけれども、副市長のほうにも御出席をいただいた上で、地元企業の、テーブルに乗る段階で打診等が欠けていた結果等を受けての議論はこの委員会でも様々あったわけなんですけど、副市長からも、まずは地元企業でできるのかできないのか、というところを前提にしっかり協議をなさってくださったという御答弁もいただきました。

また、この工事請負契約については、本件以外にも、今後なかよし会等でも出てくるでしょうし、審査委員会の中身までは言えない部分もあると各委員重々承知をしておりますが、関連議案に予算を上程される際にでも、想定されるケースであったり、どのような発注ができるのかという考え方についてはお示しができるとお答えをいただいております。

今回のこの議案甲第19号については、議論の余地はあまりないタイミングで出されているって言われても過言ではないと思いますので、今後は議会に対しても委員会に対しても、定例会を待たずに閉会中の所管事務調査等もできますので、考え方の示しを事前に漏れなく随時行っていただきたいと思っています。

会務を総理する、座長でもある副市長にも、そのようにお約束をいただけたと勝手ながらかもしれないですけど解釈をいたしております。

どこにどういうこの請負契約の形態が出てくるか分からないと思いますので、各部局の部長さん方も、そのようなときはぜひとも委員会のほうに早めに、意見交換の状態でもいいので、今後はしっかり行っていただきたいと要望を申し上げるとともに、委員会の総括においてこういうことがあったんだという旨を、副市長であったり市長に、もっともっと上に上げていって――前を振り返って悪いんですけど、スタジアムの件も、宙ぶり足場で専門性があるとかいうところで議論になりましたから、今後はそういったことが二度とないように、早めに意見交換をしたりして、委員の意見も伺えるような状態にさせていただきたいといま一度お願いと要望を強く申し上げて私の総括とさせていただきます。

田村弘子委員

鳥栖北小学校のなかよし会に続き、鳥栖小学校のなかよし会の設計の予算をつけていただき、なかよし会の待機児童に対する考え方が前進していることだとうれしく思っております。ありがとうございます。

ですが、まだ今年度現在、通常が72名、長期が73名、計145名の待機児童がいらっしやったりと、まだまだ待機児童の問題は山積みだと思いますので、民間企業との連携も含めて、より一層待機児童がなくなるように、今後も前に進めていただけたらなと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

成富牧男委員

私からも、放課後児童クラブについてです。

今日現地視察させていただきました。

一般質問の中でも、令和6年度の鳥栖市長の目標を堅持してほしいということを行ったと思いますが、今日行った、今現在使っておられる特別室がありましたよね。

あれは、今から先どれぐらい使われるのかですね。

児童数についても、減少傾向にあるところもあるということですので、まだ設計間に合いますので、収容人数、受入れ人数を増やすようにするのか、それとも現在考えておられる設計にして、事情が許せば今までの38名というところはそのまま取っておくとか、そういう選択もできるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺も含めて検討していただきたいと思えます。以上です。

中川原豊志委員

樋口委員からお話がありましたけれども、今回の陸上競技場の発注の件で様々な意見が出ました。

その中にもあったんですけれども、市の工事とか発注については、まず地元業者を優先するというのを念頭に置いて発注していただきたい。

発注ができない場合は、樋口委員からあったように、何で市内業者にできないのかというのを説明していただきたい。

このことを委員長に、委員会の総意として総括で行っていただきたいと思うんですが、皆さんの御意見をいただければと思いますが……（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員会の総意ということでよろしいですか。

藤田昌隆委員長

皆さんどうですか。

ちょっと分からんから挙手。

〔賛成者挙手〕

全員同意ということで、そういう対応をいたします。

飛松妙子委員

今回の委員会では、国の特別臨時交付金が入った追加議案がございまして、様々な対応

を取っていただいていると思います。

ますます、職員の方の多忙さが分かるんですが、何とぞ、末端までこの交付金が届くように、また学校給食費、保育園、幼稚園にも給食費の交付金を使っていただけるということで、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

今日、現地視察に行かせていただく中で小学校を見させていただきました。

なかよし会の件はもう、お二人の方が言われましたので、私からは、木がとてももっさりとあって、子供たちの安全面でちょっと不安もあるかなっていうのもありまして、予算をつけていただいているけど、なかなか追いつかないというお話も伺ってますので、ここ何か工夫してどうにかできないのかなというところもありますので、市の対応としても鳥栖小学校に限らず、各学校でも木の問題というのはあると思いますので、何とかここの対応もよろしくをお願いしたいと思います。

永江ゆき委員

夏休みのなかよし会の支援員さんの不足ですね、まだまだ足りないと思いますので、SNSとか張り紙とかありとあらゆる手を使って、あと1か月ぐらいになりましたので、何とか少しでも多くの指導員さんに来ていただけるように、どんどん声掛けをよろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

では、最後に私から。

この委員会が、文教厚生常任委員会として4月からってということなんですが、その際にお話ししましたように、執行部と一緒にあって、問題解決に向けて少しでも物事が早く進むように協力していこうという気持ちで始めたと思うんですが、そういう中で今回特に、陸上競技場の話になりますが、気持ちは、良いものを早く造ってと、そこは間違いはないんですが、その過程に、お互いの信頼を壊すような後付けとかいろんな発言とか答弁とかありました。

今回、どうなるか分かりませんが、鳥栖が少しでもよくなるような問題解決の方法を一緒に考えていきたいと強く思ってますので、皆さん方も言いたいことは言ってもらって結構です。

その代わり、議員も一生懸命答えたり、お願いしたりしますので、一緒になって考えるという姿勢でお願いいたします。

それでは、これで総括を終わります。



藤田昌隆委員長

次に、議案甲第19号工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案甲第19号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決をいたしました。

oooooooooooooooooooooooooooo

藤田昌隆委員長

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oooooooooooooooooooooooooooo

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後 1 時44分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時45分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

林康司こども育成課長

こども育成課から再度資料の提出をさせていただきます。

鳥栖市における新型コロナウイルス感染症対策のうち、子育て世帯事業の取組状況ということでは、委員会のときに一度お出しさせていただいておりましたけれども、エクセルでま

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆

